

令和8年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和8年3月25日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	田中 遼	2番	山本 剛
3番	木下 伸一	4番	津村 俊二
5番	益川 教智	6番	岩井智恵子
7番	山岡 卓治	8番	橋 完司
9番	永島 知香	10番	遠藤総一郎
11番	石川 恵美	12番	工藤 義明
13番	野並 享子	14番	田中 陽介
15番	東郷 克己	16番	奥山文市郎
17番	稲垣 誠亮	18番	荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	上下水道事業所長	飯田 貴史
政策調整部次長	松井 健作	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	赤坂 悦男	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第3号から議第12号まで及び議第19号から議第38号まで
(令和8年度野洲市一般会計予算 他29件)
各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第30号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する
継続審査の動議について
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 議第41号から議第44号まで
(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第11号) 他3件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 発議第1号
(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第1号から意見書第3号まで
(甲賀市南土山地先「安定型産業廃棄物最終処分場」建設計画について
て厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書(案) 他2件)
提案者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書

のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第11番、石川恵美議員、第12番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第3号から議第12号まで及び議第19号から議第38号まで「令和8年度野洲市一般会計予算」他29件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

この際、申し上げます。報道機関関係者が来られておりますので、録画、録音等を許可いたします。申し伝えておきます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、東郷克己議員。

○15番(東郷克己議員) 第15番、東郷克己です。

去る3月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第19号「野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

議第19号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「固定資産評価審査委員会と公平委員会委員、日額になっているが、日額とした場合金額が低いと考えるが、この金額は短い時間での対応のためということか。」との質疑に対し、「委員会は案件があった場合に開催される。報酬額は県内他市の報酬を参考にして設定している。」との答弁がありました。

また、委員からの「選挙管理委員会委員と教育委員会委員の報酬の引き上げ幅が非常に

大きいが、その要因は。」との質疑に対し、「県内の他市の報酬額との整合性というところで設定した。」との答弁がありました。

議第23号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第23号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号「野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第24号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号「野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑はありませんでした。

議第26号では、委員間討議として、「プールについては子どもたちが便利に利用できる施設が野洲市からなくなってしまう。行革の一環でB&G海洋センタープールの中止が決められたと聞いているが、このようなことが続けば市民にとって不便なことばかりで、その進め方には賛同しかねる。」との意見がありました。

議第26号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

議第32号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

議第35号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号「第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について」審査いたしました。

委員からの「議案関係資料から問う。文化芸術について書かれているが、市民団体が催し物あるいは鑑賞のためのスペースは、どういう将来的な考えを持っているか。」との質疑

に対し、「文化ホールは、現在、休館している。小劇場は、駅前の整備構想での検討が確定するまでの間は運営することとしている。今後、文化ホールの改修、アリーナ構想、新小劇場整備の3案を中心に検討を進めていく方針である。」との答弁がありました。

議第36号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第36号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号「第5次野洲市人権施策基本計画の策定について」審査いたしました。が、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第37号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 文教福祉常任委員会委員長、野並享子です。

去る3月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第20号「野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について審査いたしました。

委員から、「通常の保育所、こども園と同様の保育体制か。」との質疑に対し、「同じ配置基準で、ゼロ歳児は3対1、1歳児は5対1、2歳児は6対1です。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「4月から開始だが、どのようにされるのか。」との質疑に対し、「まず面接を行い、お子さんの状況を確認して、日程調整を行う。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「申し込みは早い者勝ちにならないか。」との質疑に対し、

「基本は先着順。予約状況を鑑みて、締切日の設定等は流動的に対応する。」との答弁がありました。

議第20号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第20号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第21号「野洲市立保育所条例を廃止する条例」について審査いたしました。

委員からの「公立保育園がなくなるということは決まっているが、これまで障がい児等の困難な子どもは公立保育園で受け入れてきたが、全て民間になってしまえば、行政の果たす役割が問われてくるのでは。」との質疑に対し、「民間保育園でも既に受け入れておられ、入れないということは決してありません。今後施設の老朽化で整備する必要がある場合は、財政的に有利な民間園での整備。公立で整備している幼保連携型認定こども園として、公の施設として位置づけているので、保育所を削除するという条例に何ら問題はない。」との答弁がありました。

議第21号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第21号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第22号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号「野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「幼稚園の利用人数は減少傾向にある。条例に規定する定数と比べて過大となっているという現状、これはよく分かるんですけども、その後、定数超過が発生した場合は限りなく少なくなっている状況にもかかわらず、拙速に対応できるよう定数の規定を規則委任するという現状とつじつまが合わないではないか。」との質疑に対し、「適正な規模の定数に減らした形になったときに、その減らした人数を超えて申し込みがある場合、迅速に対応するように教育委員会規則に委任するというもの。超えた場合、保育所、こども園は、定員の1.2倍は受け入れることができるという規定があるが、幼稚園ではなく、定員を超えてしまうと、その超えた方が入れないので、教育委員会規則のほうに委

任して迅速に対応できるようにして、受け入れる体制を整えたい。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「この定数は規則で定めるということになっているが、規則が出ていない。それぞれの人数を何人で想定されているのか。」との質疑に対し、「中主幼稚園は、現状は340人という定数ですが、これを規則で180人に。野洲幼稚園は、今260人という定数ですが、80人に。祇王幼稚園は、こちらは190人ですが、80人に。北野幼稚園は、260人ですが、130人とする。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「現在は何人か。」との質疑に対し、「令和7年度で野洲幼稚園は65人、祇王幼稚園は52人、北野幼稚園は118人、中主幼稚園は151人。」との答弁がありました。

これに関連して、委員から、「野洲幼稚園は認定こども園という形で民間に委託していく方向で進んでおり、北野も認定こども園にしていくという説明があったと聞いているが、祇王、中主も同じ方向か。」との質疑に対し、「野洲幼稚園については、民間という形で認定こども園化していく。北野、祇王、中主幼稚園は、さくらばさま認定こども園のように公立の認定こども園化していく。幼稚園は3歳以上児を受け入れる施設であり、ゼロ歳児から受け入れるということとはできない。暫定的に3歳以上児のこども園という形になってくる。」との答弁がありました。

議第25号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第25号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号「野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第27号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号「野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」について審査いたしま

したが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第29号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号「財産の減額貸付について」審査いたしました。

委員からの「年間いくらで貸付けされるのか。市内で他に、社会福祉法人ではなく、株式会社で社会福祉事業を展開されているところはあるのか。1.4%の貸付率だが、近隣他市ではどんな状況になっているのか。」との質疑に対し、「減額貸付けで1.4%は年間にとすると約220万円。市内の保育所で株式会社はない。小規模保育で株式会社はあるが、貸付け等はない。他市の状況は不明だが、本市では、あやめ保育所、しみんふくし滋賀竹が丘の保育所については、減額貸付け1.4%でしている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「令和38年までとなっている理由は。」との質疑に対し、「野洲市公有財産管理規則第29条において準用する第31条第1項第2号の規定により、土地を貸し付ける場合は30年で、これを超えてはならないという規定があり、最大30年を設定した。」との答弁がありました。

また、委員から、「公募は何社あったのか。社会福祉法人はなかったのか。」との質疑に対し、「3事業者が応募。社会福祉法人もあった。」との答弁がありました。

議第33号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第33号については、採決の結果、委員全員により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号「第4期野洲市教育振興基本計画の策定について」審査いたしました。

委員からの「人権を尊重するまちづくりの中で、市民のつどいの参加人数だけが、7年度実績よりも、令和12年度目標値が下がっている理由は。」との質疑に対し、「直近開催時の参加人数が218名であったが、目標値は200名であった。今後も200名以上を目指して引き続き取り組んでいく。」との答弁がありました。

議第38号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第38号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、木下伸一議員。

○3番（木下伸一議員） 第3番、木下伸一です。

去る3月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「水道料金について、草津市、守山市、栗東市が40ミリで計算すると、大体の現状はどうなっているのか。」との質疑に対し、「県内では野洲市は5番目に安い。40立米という単位だと、草津市が一番安く、税抜きで計算すると、3,500円ぐらいで、守山市は4,500円ほどである。野洲市は4,600円ほどで、栗東市は料金改定もされたが、もう少し順位は後ろのほうである。」との答弁がありました。

委員からの「前回の値上げは何年に行われたか。」との質疑に対し、「前回の値上げは平成29年である。国が定める水道料金の算定要領では、おおむね3年から5年置きに料金の検討を行うのが標準期間となっている。前回、令和3年に検討したが、もろもろの事情で据え置きとなり、その前の平成29年に14%の改定を行っている。」との答弁がありました。

また、委員からの「以前、料金改定は平成29年であるが、さらにその前というのがいつか。何年置きに変わるのか。」との質疑に対し、「平成18年4月1日に旧町の料金を統一した。その後、平成29年まで10年間変更はない。今回は令和9年から13年の5年間で、必ず黒字で終わることと、資産維持費を年間1億円ずつ積み立てていく改定である。」との答弁がありました。

また、委員からの「何か激変緩和策はあるか。」との質疑に対し、「段階的な値上げについては考えていない。国の物価対策の交付金など、国の施策によるものを十分に活用している。」との答弁がありました。

また、委員からの「上下水道は公営企業会計であり、独立採算というところがあるが、

やはりインフラであるから、市民生活を少しでも一気に困らないようにするために抑えていくという判断が必要ではないか。市の資金を暫定的に投与することも、市として総合的な判断も必要と思う。もう少し何か市としてやっていく方策はないかという検討期間をいただけないか。」との質疑に対し、「非常に悩んでいるところではあるが、どうしても赤字の解消は譲れないところなので、これは使用者にお願いしたいと考えている。水道管路の更新など、10年間の計画を立てている。老朽化が進んでいる中で、本市は幸い大きな事故は起こっていないが、他の市町では起こっている。また、災害もあるので、耐震対策とともに、10年間の計画をしっかりと進め、そのための財源は確保させていただきたい。また、本市の場合は、水道と下水道の料金を合算で頂いている関係もあるので、49%という率のイメージではなくて、実際にどれぐらいになるかというところに着眼している。一例で申し上げますと、1万円ぐらいお支払いいただいている方については、1万2,000円から2,500円になる。要するに、実際には2割前後の値上げとなる。」との答弁がありました。

また、委員からの「年1億円の貯蓄については、今後5年、10年に向けてどのように使っていくのか。」との質疑に対し、「想定を上回る物価上昇があれば、貯蓄を使うことがあるだろうが、基本的には毎年1億円ずつためていく。10年先に10億円ぐらいためられたら、事業計画が立てやすくなるので、選択の幅が広がる。」との答弁がありました。

なお、議第30号については、最近の厳しい世界情勢の中、水道料金の49%の値上げは、市民、年金生活者等が非常に心配しておられ、慎重に審議していかなければならないとの理由から、委員から継続審査の動議が提出されました。

委員からの「継続審査というのは、どういった立てつけで、例えばいつまでどういう条件で審査するのか。」との質疑に対し、「次の6月議会までが1つの基準となるということが大体議会の流れである。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「6月議会までに、どういう手順を踏んで審査を行い、どういう段取りを考えているか。」との質疑に対し、「常任委員会を6月議会までに開催するということである。他市の状況等の資料は持っていないので、調査して検討していかなければならないと思う。また、今後の世界情勢も注視しなければならない。」との答弁がありました。

また、委員からの、「激変緩和策として、基金の繰出しといったことも市長部局で総合的に勘案しないと解決しない問題である。市のインフラである水道を、安定的に市民の納得

を得ながら料金改定していくというプロセスの議論をしないと決められない。6月までにこの委員会で審査して合意するような形で持っていきたい。」との答弁がありました。

委員からの継続審査の動議は、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議第30号の委員間討議を行いました。

委員からの、「インフラを担保するというのが第一で、今まで野洲市が料金を抑えてきたこと、他市との比較は難しいこともあり、野洲市がこういうふうにしていくということをやようやく出せた。前回の令和3年のときも市は上げてこなかったのもう少し平準化できたかもしれないということも踏まえ、これからの将来世代の負担率を下げたって、持続可能な下水道、上水道事業をやっていくということによいのではないか。また5年間やって状況が変わり、余裕があり過ぎる状況になれば、その時点で判断するのも1つではないか。」との発言がありました。

また、委員からの、「世界情勢が非常に厳しいということは当然理解している。しかし、上水道、下水道の排水管の老朽化や漏水については、予想もできないほど大きなことで現れてくる場合もある。災害、水害のときにはもっと大きなお金がかかるということも心配される。これはインフラ整備であり、私たちの生活に関係することで、事前の整備は大事であり、10年間の経過ということもあるので、今ちゃんと整備していただくことに賛成する。」との発言がありました。

また、委員からの、「財政調整基金、ふるさと納税の使い方があるわけで、もっと有効的な使い方を市民のために考えるべきである。」との発言がありました。

また、委員からの、「今回の水道料金値上げについては、来年4月1日ということで時間があり、拙速に議論するのではなく、もうちょっと慎重に、全ての2万戸に関係するインフラであるから、財源を有効に使うことや、この野洲のためにまちづくりが大事なのか、インフラがちゃんと大事なのかという議論がしたかった。」との発言がありました。

また、委員から、「今の戦争の話というのは、仮に継続審議になっても、好転化することは考えにくいので仕方がないと思う。」との発言がありました。

また、委員から、「困っている方への制度をしっかりとつくる必要はあると思うが、水道料金となると一律の議論になってしまうので、また別の枠で皆さんの生活を支えていくことを議論していけばよい。」との発言がありました。

慎重に審査した結果、議第30号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第31号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号「市道路線の認定について」、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第34号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（津村俊二） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 第2番、山本剛です。

去る3月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、13日、16日に各分科会を、また23日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第3号から議第12号までの10議案を議題として、各分科会に分担しました令和8年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」について。

総務分科会長報告では、総務費で、委員から、「プロジェクト推進費について、野洲駅南口整備構想基本計画策定支援業務の予算約4,900万円が計上されているが、その積算根拠は。」との質疑に対し、「今回の業務は、①施設配置計画の検討、②概算事業費、資金調達手法の検討、③事業スキームの検討、④今後の事業スケジュールの作成の大きく4点を基本計画として策定する。積算内訳は見積りを徴しているが、事業者のノウハウが含まれるため答えられない。」との答弁の報告がありました。

また、委員からの「人事管理費について、職員採用活動の委託とは具体的にどのような内容か。」との質疑に対し、「自治体特化型採用プラットフォームへの採用情報等を掲載するための委託料である。」との答弁の報告がありました。

また、委員から、「基金残高推移の財政調整基金について、令和6年度以降に増えて現在残高が28億円であり、設定額や今後の目標、推移などを問う。」との質疑に対し、「令和3年度策定の行財政改革推進プランで安定保有規模として20億円（目標額を15億円）としている。基金残高の考え方は法的な根拠はないが、標準財政規模の10%から20%程度が適当であるという指針的なものがあり、令和6年度の標準財政規模が140億円で、その10%で14億円、20%で28億円程度となる。人件費の増加、物価の高騰などに備える必要があり、中期財政見通しなど今後も検討していく。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員から、「防犯行政推進事業費について、野洲駅北口南口防犯カメラ保守点検委託料で、防犯カメラの運用・維持管理を、前年度の効果検証に基づき、カメラの場所移設などを行っているか。」との質疑に対し、「保守点検委託料は、機器の点検業務である。効果については、野洲駅北口、南口で死角がないようにしており、事件・事故が起こったときに警察からの協力依頼にも対応している。その中でカメラの向きなど調整が必要であれば検討する。」との答弁の報告がありました。

次に、歳入で、委員から、「市たばこ税について、前年比較380万円の減額理由は。」との質疑に対し、「令和7年度税制改正において、令和8年度から加熱式たばこ1本当たりの税率が実質引き上げられるため、たばこの買い控えが起こると想定したものである。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会会長報告では、教育費で、委員から、「教育振興事業費について、プール事業を屋内プールへ統合・拡充するに当たり、施設管理委託料の内容と金額の妥当性、及び学校保健安全法に基づくプールの水質検査や学校薬剤師による検査が今後も継続して必要かどうか。」との質疑に対し、「施設管理委託料は市内のプール施設であるサンネスとラックの2か所利用分を予算計上しており、小学校は6学年分を集約利用、中学校は野洲中学校分を計上している。水質検査については、野洲北中学校と中主中学校が自校プールを使用する関係で中学校分の水質検査費を予算計上している。」との答弁の報告がありました。

また、委員から、「図書整備費について、新刊や移動図書館向け図書の選定で市民の声をどのように取り入れているか。移動図書館の運行計画はどのような考えで策定するのか。

用意する1,400冊の配分や車両の外装(ラッピング)についてどうするのか。さらに、1台で市内各地を回る場合のステーション選定や蔵書の入替えなど、具体的な運行・運用方法は。」との質疑に対し、「図書の選定は利用者からのリクエストに応えつつ、司書が窓口での利用動向を基に毎週選定会議を開いて一般選書を実施している。移動図書館の運行はまだこれから詰める段階だが、基本方針は『子どものいる現場へ届ける』『高齢者等の図書館に来にくい人へ届ける』『市内イベントへのスポット出動』の三本柱で、地域のニーズを踏まえ、ステーションは効率性と必要性を両立させつつ、優先順位を付けて設定する方向である。用意する1,400冊が十分かは運用してみないと分からないが、おおむね500冊を搭載し、人気本やその時々ニーズに合わせて図書を選別して持参し、貸出し増で不足すれば既存蔵書の補充や追加購入で対応する予定である。車両のラッピングは行う意向だが、デザイン料等の制約があるため館内資源での自前デザイン等を検討しており、蔵書の積替えや運行スケジュールの運用面は今後の調整課題である。」との答弁の報告がありました。

また、委員から、「教育振興費について、令和7年度補正予算で配置された部活動の地域コーディネーターの予算が今回計上されていない理由は。」との質疑に対し、「来年度以降はコーディネーターを個別に配置する運用ではなく、部活動運営協議会を立ち上げて組織的に対応する方針とするため、コーディネーターは設けない。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員から、「障がい者福祉対策事業費について、医療的ケア児のコーディネーター委託事業について、想定人数、配置場所、具体的な業務内容は。」との質疑に対し、「対象は約30人を想定し、医療的ケアを要する児童とその家族に対し、総合的に調整・紹介し、関係機関と当事者をつなぐ役割を果たす医療的ケア児等コーディネーターを配置する。委託先はびわこ学園を想定し、退院時などから継続的に調整を行える体制とする。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員から、「健康づくり事業費について、健康づくりポイント制度は高齢者向けか、それとも全市民向けの制度か。高齢者へはどのように周知・利用支援を図るのか。」との質疑に対し、「対象は高齢者に限らず、40代・50代など幅広い年齢層を含めた全市民向けの健康づくりのツールとして位置づけている。事業実施時にポイント制度の案内を行う他、会計年度任用職員を配置して丁寧に支援する考えである。地域の百歳体操等で人数がまとまれば出向いてアプリの導入支援も検討する他、チラシ配布や65歳向

げんきカード発送時の同封等で周知を進めている。年度替わりにLINEのプッシュ通知による周知も検討している。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、商工費で、委員から、「ふるさと納税推進事業費で、返礼品の充実に取り組むとあるが、具体的にどういうものを考えているのか。」との質疑に対し、「物による返礼品に加え、マイアミ浜オートキャンプ場や近江富士花緑公園の施設利用券など、本市に足を運んでいただける返礼品等を追加している。今後も、田んぼのオーナー制度や、いちご狩りなどの体験型返礼品を追加していきたい。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員から、「クリーンセンター管理運営費について、長寿命化総合計画の金額を伺う。」との質疑に対し、「野洲クリーンセンターの長寿命化総合計画の策定に係る費用は1,124万4,000円である。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産業費で、委員から、「農業振興対策事業費について、有害鳥獣対策の支援事業は地域おこし協力隊の協力を得たいということであるが、職員のサポート体制などどのように構築されているか。」との質疑に対し、「令和8年度予算で地域おこし協力隊の募集を予定している。職員がフォローをしながら、地域と行政とが関わり合って、地域おこし協力隊が獣害対策をしていただき、任用期間が終わっても本市に定住できるように支援していきたいと考えている。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費では、委員から、「MIZBEステーション整備費について、設計に入ることであるが、夜間の使用に耐え得るよう設計するようと言っていたが、その部分はどうなっているのか。」との質疑に対し、「夜間照明については、設計・施工事業者の公募を開始しており、併せて要求水準書を公表している。その中で、アーバンスポーツ広場とグラウンドの照明等について検討するように盛り込んでいる。」との答弁の報告がありました。

また、委員から、「河川維持補修費について、準用河川友川管理用道路転落防止柵設置工事はどの辺りをするのか。」との質疑に対し、「既に施工されている箇所を除き、JR交差点から下流に向けて、終点は市三宅妙光寺線の交差点付近までを考えている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第4号「令和8年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について審査をいたしました。

委員から、「歳入について、子ども・子育て支援納付金を保険料に上乗せして全保険者が

負担する仕組みや、将来的な負担増（保険料の際限ない上昇）への懸念、消費税や他の財源移転による福祉充実の実効性への疑問、県への国保移行による事務量や職員負担の変化について説明を。」との質疑に対し、「子ども・子育て支援納付金については、社会保障全体の整合を図る趣旨で導入されていると聞いているが、保険料全体として上がらない制度運用になっているかを注視し、必要に応じて県や国に意見していく考えである。県の統一化・マイナ保険証等の過渡期の影響もあり現時点では事務量は減っていないが、将来的には自治体間で処理の標準化や自動償還の仕組み導入により事務量は徐々に減っていく可能性がある。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第5号「令和8年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について審査いたしました。

委員から、「後期高齢者医療制度が県統一となり、年金からの特別徴収が基本だが、年金額の少ない被保険者は普通徴収になり、滞納や納付困難が懸念される。子ども・子育て支援納付金の保険料上乘せや将来的な負担増の問題と併せ、低年金者から保険料を徴収する現行制度について担当者の見解を求める。」との質疑に対し、「後期高齢者については年金からの特別徴収で納付率は高く、滞納がある場合は個別に連絡・相談・分納等に対応し、生活困窮者には福祉的支援につなぐなど、強制的な徴収ではなく、支援を重視して対応している。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第6号「令和8年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員から、「介護給付費準備基金積立金について、基金が年々積み上がっており、過去の保険料設定が高めだったのではないかと。蓄えた基金の一部を高齢者に還元すべきではないかと。物価高・生活困窮を踏まえた速やかな活用を求める声がある。」との質疑に対し、「基金は次期（第10期）計画で見直しを行い、保険料上昇の抑制や、場合によっては保険料の軽減に充てる考えである。ただし、過去の計画時点で見込んだ給付費や物価・人件費の高騰などに備える必要があるため、短期間で全面的に取り崩すのは困難であり、厚生労働省の趣旨も踏まえつつ、計画の策定過程で基金活用の程度を検討していきたい。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第7号「令和8年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告がありました。

続いて、議第8号「令和8年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について審

査いたしました。特に質疑はありませんでしたとの報告がありました。

続いて、議第9号「令和8年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員から、「起債の返済が終了し、商業施設への貸付収入が毎年入ってくる分を一般会計へ回すということであるが、特別会計として、企業誘致などに関わって基金を積むなどの考え方はないのか。」との質疑に対し、「起債については返済しており、貸付収入による財源の用途については、財政担当と協議しながらあり方についても検討していく。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第10号「令和8年度野洲市水道事業会計予算」について審査いたしました。

委員から、「予算書の第4条の収入で、他会計出資金7,320万円があり、市からの繰出金だと思うが、これについて何か一定のルールがあるのか。」との質疑に対し、「この出資金については、今年度補正予算でお認めをいただいた水道管路の耐震化に関する経費を、国が新しく制度を追加し、正式な法定の繰出しという形でできたものである。こういうものを十分活用して進めたいと考えている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第11号「令和8年度野洲市下水道事業会計予算」について審査いたしました。

委員から、「令和10年に県立高等専門学校が開学するが、市が誘致したものであり、これに伴う上下水道の施工はどうしていくのか。」との質疑に対し、「既に水道の引込みと下水道の取付け工事は、ほぼ終了し、検査待ちである。その工事費用は受益者負担となる。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第12号「令和8年度野洲市病院事業会計予算」について審査いたしました。

委員から、「予算書にある『重要な資産』の基準と、挙げられている医療機器が現病院から移設されるのか、新病院設置なのか、また令和9年3月の移転・引っ越しに要する費用はどの程度か。」との質疑に対し、「『重要な資産』は2,000万円以上の資産を指す。今回の医療機器6点についてはおおむね新病院での設置・更新を予定しており、そのうち手術映像システムは新規導入となる。移転・引っ越し費用は予算の委託料に計上されており、そのうち約2億3,421万円が移設・移転費用として見込まれている。」との答弁の報告がありました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について委員間の討議を行いました。

委員からは特に意見はありませんでした。

次に、採決について、議第4号から議第6号までの3議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第3号及び議第7号から議第12号までの7議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後1時52分 休憩）

（午後1時54分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員、登壇して発言してください。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 恐れ入りますが、緊急動議の発議をお願いしたいと思います。

内容については、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対する修正案をご審議いただきたいと思います。

○議長（津村俊二） ただいまの動議について賛成者の確認をいたします。

賛成者は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（津村俊二） 所定の賛成者がおりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ただいまの動議は成立いたしました。

本動議の取扱いについて、会派代表者会議及び議会運営委員会でご協議いただきたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。再開は迫って連絡いたします。

（午後1時55分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」に対し、遠藤総

一郎議員から、タブレットに掲載の文書のとおり、継続審査の動議が提出されています。
お諮りいたします。

議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（津村俊二） 追加日程第1、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第10番、遠藤総一郎議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」に対して、次の理由により、環境経済建設常任委員会に再付託の上、継続審査することを求めるものです。

提出理由といたしまして、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、上水道の料金を令和9年4月から約49%引き上げる内容となっております。改正条例の施行は、令和9年4月施行であります。

説明があった水道施設や管路の計画的な更新の必要性は理解できるものの、混沌とする世界情勢のもとで、今採決に付すことはリスクがあること、財政調整基金やふるさと納税を充当し一般会計からの繰入れを拡充し、経過措置としての激変緩和策が必要であることなど、具体的な比較検討の審査が十分でないことから、さらなる慎重な審査を行う必要があると考えたため、継続審査を提案するものであります。

以上でございます。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております継続審査の動議について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩いたします。

(午後 3 時 3 3 分 休憩)

(午後 3 時 3 9 分 再開)

○議長 (津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第 1 4 番、田中陽介議員。

○ 1 4 番 (田中陽介議員) 第 1 4 番、未来共創、田中陽介です。

議第 3 0 号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について」質疑をさせていただきます。

ただいま提案されております継続審査の動議について、その審査によってどうなるのか、不明な点があるので質疑をしたいと思います。

7 点質問させていただきます。

まず、本動議においては、審査を継続するとされておりますが、その期間について提案に明示はされておられません。これは、委員会では、全員協議会と書いていますけれども、恐らく委員会だったと思いますが、次の議会までであるというような発言がされたように記憶しておりますが、その認識でよいのか。また、その期間決定の根拠は何であるのか併せて説明を求めます。

次、2 番目に、本動議の理由として世界情勢の不確実性が挙げられておりますが、この点について、今回の上下水道料金の改定、上水道ですけれども、令和 9 年 4 月からの施行となっております。中長期的なものであると認識しております。現在の世界情勢を理由として今議会での判断を見送る合理的理由、すなわち、提案にある今採決するリスクとは具体的に何を示すのか明確に説明をいただきたいです。

次、3 点目、本市においては、これまで 1 0 年以上にわたり政治的に料金改正が見送られてきた経緯がございます。管路更新の遅れや有収率、必死に担当は頑張っていたと思いますけれども、そもそも低いという課題が生じている。このような状況を踏まえた上で、判断を先送りすることは将来世代への負担転嫁につながると考えます。もっとも、この点において必要性は理解されているとありますが、この採決を先延ばしすることで一体何がどうなるのか示されたいというのが 3 点目です。

次、4 点目です。激変緩和について。上水道の改定によって上下水道を合わせた 4 0 立米、大体、月々と考えたときに、4 0 立米では 2, 4 5 3 円程度の負担増とされております。ちなみに、4 人世帯の平均使用量は 2 5 立米程度ということで、それよりさらに低い

わけでありませけれども、この水準をもって採決を見送るべき激変であるというふうに判断した具体的な根拠は何であるのか。また、その激変緩和策が必要とするならば、どの程度の負担であれば許容可能と考えておられるのか、その判断基準をお示しいただきたいと思います。

次に、5点目です。具体的な比較検討の審査についてお伺いします。この上下水道事業におきましては、人口規模、そして地形条件、管路延長、施設の老朽化、有収率、それから今までかけてきたコスト、それなどによって経営状況が大きく異なるものであります。そのような中で、どの自治体とどのような指標をもって比較を行い、本市の料金改定の是非判断にどのように結びつけるのか、具体的な比較項目と評価基準をお示しいただきたいと思います。

6点目です。仮に継続審査とした場合、その期間において具体的に何を審査・検討し、どのように新たな知見や判断材料が得られると想定しているのか明確に説明されたいと思います。加えて、その検討結果をもって本議案の賛否判断がどのように変わり得るのか、判断基準を含めて示されたい。

そして、7点目、最後にですけれども、物価高騰の影響を受ける市民の皆さんへの配慮というのは重要であると私も考えます。しかしながら、その対応については、料金改定とは別に政策手段として影響に応じた適切な設計を行い、減免や支援制度により講じるべきであると委員会でも論じたところであります。この考え方についてどのように認識しているのか。地方公営企業法における利用者負担の原則及び独立採算の原則に照らし、料金改定と福祉政策を混在させることの妥当性について制度的見解を求めます。

以上7点、質疑をさせていただきます。ご回答よろしく申し上げます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、ただいま田中陽介議員から質疑があった件について、7点、ご回答申し上げたいと思います。

まず、1点目でございます。継続審査の期間ないし期間設定の根拠ということでございます。

期間につきましては、次期定例会の会期末までとご理解をお願いしたいと考えております。

その期間とする根拠でございますが、直近の定例会での採決がふさわしいというように考えておりまして、また、何も付さない場合は自動的に次期定例会というような解釈にな

るというようなことで物の本に書かれてございます。

2点目でございます。世界情勢の不確実性ということで、もう私が語るべきものもなく、ご承知のとおりでございますが、今議会での判断を見送る合理的な理由と、そしてそのリスクということでございます。

まず、合理的理由でございますが、今、今議会におきまして採決に付さずとも、6月定例会の会期末に、いずれの形での改定といたしましても、市民への周知期間は十分に取れると考えているものでございます。

一方、リスクといたしましては、ご承知のように世界情勢が混沌としております中で、先が読めない、先行き不透明な今の状況で、いわゆる1年先のことを今決めるということがリスクということで、つまりは、合理的な理由で申し上げましたとおり、6月議会でも市民の皆様への周知は十分に間に合うということでの考え方でございます。

3点目でございます。管路への遅れなり、有収率の低下ということで一定理解をいたしております。

令和9年4月1日を延長、要は施行日を延長するものではございませんので、6月議会会期末まで判断を先送りしても将来世代への負担の転嫁にはつながらないものと考えております。

それから、4点目でございます。激変緩和についての具体的な根拠、その許容可能範囲というんですか、判断基準ということでございます。

まず、激変とする根拠ということなんですけども、2月全員協議会での資料によりますと、口径13ミリで、1基40立米ですか、2,453円の増ということで、年6回の徴収ということで、1万4,718円の増額となる。この額は、市民にとりまして負担は大変大きいものと認識をいたしておるところからでございます。

負担増の許容可能程度ということなんですけども、なかなか人によって難しいところはあると思うんですけども、それを市民の代表者である議員が責任を持って比較検討、議論をするものでありまして、それともう一点は、そもそも2月全員協議会の資料では、使用量40立米の場合で水道料43%と49%の比較資料のみでありまして、他のシミュレーションとの比較検討資料はなかったように思っておりますので、そこら辺り、他市との比較ということでありますので、それはまた次のところでご回答申し上げたいと思います。

5点目でございます。具体的な比較検討の審査ということで、どの自治体とどの指標をもって比較検討されるのかということで、その基準、評価基準ということでございます。

これにつきましては、いわゆるその市が有しております諸条件によりまして、経営状況が大きく異なることは理解をいたしております。あえて他の自治体と比較するという事ですと、近隣他市において一般会計からの繰入れ状況や基準外繰入れについての状況比較ということも考えられるかと考えております。

具体的にということで質問されておりますので、2月全員協議会の資料に基づきまして、例えばということで、今回の改定のポイントは大きく3つありまして、1つは水道事業会計の収支の赤字の解消、2つ目には管路の計画的更新を実施するための財源確保、3つ目には資産維持費として建設改良積立金ということで年1億円積み立てていく、この3つの大きなポイント、改定の柱がございます。例えば、赤字解消、それから2番目の財源確保、これは私も必須かと考えております。この1番、2番で改定しますと、改定率は36%という数字になってきます。プラスアルファ、この3番目につきましては、期間、5年後、今設定されておりますけども、この期間後、5年後に再度見直していくということも1つの手法ではないかと。具体的な理由を示せということですので答弁とさせていただきます。

6つ目でございます。継続審査として何を調査・検討するのかということで、その賛否の判断基準はどのように変わるのかということで、その基準ということでございまして、基本的に、まずは料金改定に至るまでの手順というんですか、これを押さえて市民説明、市民の皆様へのご説明が必要かと考えています。1つは、やはり企業会計ということで、企業努力、経営努力ということでございまして、2つ目には、やはり他の病院とか国保の特会とかと違いまして、水道につきましては、全世帯、全市民の方々に影響するということですので、企業会計とは言うものの、そういった他の会計とはまたちょっと違うというような認識を持っていまして、それらの企業努力、それから一般会計からの繰入れ増額の検討、それがあって初めて、市民負担を軽減する観点から、様々な料金改定の案を比較検討するという事で、次にそういった案で市民説明ということになってこようかと思いません。

最後に、物価高騰ということでございます。これにつきましても、もうご承知のとおりでございまして、私が今ご回答申すまでもないんですけども、今、世界情勢が不安定の中、年金生活者の方々は様々な商品の値上げに対しまして悲鳴を上げておられます。こういう時期こそ、財政調整基金やふるさと納税の使い方についていま一度検討すべきであり、支出すべきということで考えております。

管路の更新なり、確かに必要です。それについての財源は当然必要でございまして、赤

字会計の補てん、これも真っ先に必要でございます。しかしながら、まずは市民の皆様方の生活の安定が一番でございます。今回の提案について継続審査の提案とさせていただいたものでございまして、今回の提案は拙速であると考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、ただいまお答えいただきました答弁に対して再度質問をさせていただきます。

まず、1点目、2点目の部分ですけれども、直近の定例会で、次、審議するのが原則であるというふうにおっしゃいました。一方で、この激変の時代に先が読めないということで、1年先のことを今決めることはリスクではないかとおっしゃっているんですけれども、来月、3か月先であれば令和9年4月の時点のことが読めるのでしょうか。この3か月においてどのようにその情勢が読めるようになるのかということをお教えいただきたいと思っております。

そして、次が、市民負担の部分に行きたいと思いますが、上水道で49%、上下水道合わせると23%ということで、今、遠藤議員がおっしゃったのは大体1年に1万5,000円が非常にこの激変であるということですかね。1万5,000円は大きいというふうにおっしゃったと思います。確かに1万5,000円というのは決して安い額ではないと思いますが、この上下水道というのはインフラでありまして、今まで野洲市は県下でも非常に低かったという点もありまして、この1万5,000円を、じゃ、いくらだったら激変じゃないのか、そこにはちょっと答えてもらえなかったと思うので、それをお示しいただきたいなというふうに思います。

そして、次ですけれども、他市との比較という点におきまして、他市と比較できないことが多々あるというようなこと、非常に難しいというようなことも遠藤議員はおっしゃられたかと思っております。なので、やはり提案に際して、どういうふうに、何を比較していくのか。ただ単に繰入れだけの比較。今聞いた例でいきますと、このタイミングでどういう繰入れを一般会計ないし基金等からされて市民の方を助けているのかというところの比較をしたいというふうに伺ったように思うんですが、実際のこの内容ではなくて、繰入れについての比較ということなのか。比較するのであれば本当にしっかり指標をつくらないと、これ、私たち議会ができる比較の限界、調査の限界というものもあるかと思っておりますが、その点、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

また、次ですけれども、この委員会、先ほど、これは市民全てに関するものだというところで、このプロセスについて問題があるんじゃないかというようなことをおっしゃいました。この料金を上げるまでのプロセスですね。この点に関しましては、市民の代表と有識者等から成る水道事業の検討委員会というのがございます。これは、もう5年前の時点から値上げを言われていまして、それを踏まえ、さすがに今回は値上げをしないといけないというようなプロセスを踏んでおられます。そのプロセスに対して問題があるとおっしゃっているんですが、そしてそのときには非常に膨大な資料を出しておられます。もちろんその委員会等も傍聴とか、その資料を読み込んでいただいているとは思いますが、それ以上に何が必要なのかというところをもう一度お伺いいたします。

そして、最後、明確に答えていただけなかったんですけれども、地方公営企業法、こちらに対する考え方というのは今お答えになかったのかなというふうに思います。要は、地方公営企業というのは、みんなに影響することだから地方公営企業なわけですね。ですから、それを守っていかなければいけない、いろんな状況、政治的な状況が変わってもこのインフラはしっかり守っていかなければいけないということで、自主独立財源であったり、そういったことが定義されております。そこに対して今のような一般会計であるとかふるさと納税のお金を充てていくということに関する整合性、そこをどのように整理されていくのか。先ほどの質問の中にもあったんですけれども、再度お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、田中陽介議員からの再質問にお答えいたしたいと思います。

ちょっと1番から7番ということで再質のほうにはなかったもので、抜けておればまたお願いしたいと思います。

6月定例会会期末ということで考えておりますけれども、何%がよいのか、その案で決めるのかということで、継続審査の内容、深み、それによってご判断いただけるものと考えております。そこは今から、9月ということじゃなくて、6月までということで、まずは継続審査に付しまして、その審査状況を見ていくということが肝腎かと考えております。

それから、世界情勢のくだりがありまして、3か月後に解消されているのかどうかということも踏まえてご質問があったと思うんですけれども、このことにつきましては、どうなるか手探り状態で分からないということが本当のところかなと。日に日に情報が変わっているということでございまして、戦っている両国が全く違ったことを今言っていると

いう状況でございまして、今は様子を見るという判断、これも1つの手段かなということ
で継続審査をさせていただく。世界的状況の混沌さということございまして、様子を見る
という意味でございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、激変緩和の点につきましては、やはりこの1万4,718円というのは大変
大きなものと考えておまして、今回、段階的な値上げ、経過措置、激変緩和策は必須で
はないかというように考えておりますが、その辺は委員会の皆さんでの審議が、あれは4
3%と49%の比較資料でございましたので、さらなる様々な比較検討が必要であると考
えております。

それと、もう一点、繰入れとそういったシミュレーションとの比較ということで、これ
は両方とも必要な検証事項であると考えております。現在、財政局さんなり、水道事業
所さんなり、基準内繰入れということで、基準外では、令和7年度から一定基準外も野洲
市独自で繰入れされてございます。それも認識いたしております。一方、水道事業所側は
繰り入れていただく側というようなことで、この額をもって計画的に更新をしようと思
うと、この金額になってくるということで、大変よく分かります。③番の建設改良基金の積
立てというところについてはどうしていくのかということのご議論も必要かと考えており
ます。

何が言いたかったかといいますと、両部局がそれぞれの立場で頑張っているわけござ
いまして、その上に市長、トップが、一定の財調の取り崩し等の政治決断がなく、そのま
ま上程されてきていると。そして、そのツケは市民に回っているという状況でございま
すので、今この料金改定の条例改正は、今こういう状況にあると私は分析いたしてお
ります。つきましては、一般会計からの繰入れ等も、ここ一番回避する、または軽減率、アップの
率を軽減するなどの、そういった政治判断も含めて再検討が必要ではないかな、詳細な審
査が必要ではないかなと考えております。

それからもう一点、今回の料金改定のプロセスには私は何ら問題があるとは思って
おりません。先ほど言いましたのは、手順として一般論を申し上げただけで、企業の経営努力
ということと、一般会計の繰入れ等の増額の検討、それから料金改定というこの手順、順
番を申し上げただけで、数回にわたる運営委員会、私も運営委員会を傍聴させていただきました。
それから年が明けまして、1月全協への報告、それから2月全協の報告というこ
とで、丁寧なプロセスを早くからやってきておられるということで、私はそのことは評価
しております。ただ、最後申し上げました取り崩し等の政治決断がなくそのまま上程され

ているところ、それから、ちょっとシミュレーション的に比較検討の資料が少ないなというようなことは感じております。

実際、田中議員も環境経済の委員でございまして、その辺の比較検討の、様々な比較検討で、あれが、私たち創政会も傍聴させていただいておりましたが、十分な議論ではなかったというような思いで今回の提案に至ったようなこととさせていただきます。

それから、整合性……。

以上……。すみません。

（「公営企業」の声あり）

○10番（遠藤総一郎議員） 公営企業。公営企業の基準からしますと、当然、独立採算ということなんですけれども、実際、財政部局なり水道事業所から聞き取りを実施しております。財政調整基金からの繰入れも、経常的な赤字補てんの繰入れは、これは駄目でございます。また令和7年4月1日付の総務省からの通達が出ております。これについての基準、繰入れについての基準については、これを踏まえた上で、なお野洲市は基準外について一定令和7年からしているわけとさせていただきます。これはやはり5万の野洲市民という考え方で判断が必要ではないかと考えております。公営会計の基準については重々理解をした上での政治判断が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、今お答えいただいたことに対して再度質問をさせていただきます。

1点目の、世界情勢がどうなるか分からない、6月でも多分分からないということなんですけれども、だから様子を見るということだったんですけれども、この様子というのは何を見るのかちょっと内容が分からないので教えていただきたいというのがまず1点。1つつづつ言っていきますね。

それで、次へ行きますね。

だからこそ、これは後にも影響するんですけれども、例えば来年の4月時点、よっぽどなことが起こっていて、市民の皆さんが大変な状況にあるというのであれば、別でやはり救済措置ないし減免とか、そういったことをそのときにしっかり考えないといけないというふうには本来なるのかなと思うんですが、なぜそうならないのかというところをお伺いしたいというのが2点目。

それで、次、3点目ですけれども、プロセスは問題ないと。しっかり委員会、諮問委員会でもんでいただいてやっているの、市民代表、そして専門の方々の見地も踏まえ、プロセスは問題ない。あとは市長の政策的判断。これ、繰入れをして料金を落とすかどうか、そういうものが必要だと。そして、それは地方公営企業法の中であっても一定の基準を持ってやるべきだというふうにおっしゃっております。

ただ、この基準というのがすごく曖昧で、じゃ、どういう状況になったら繰入れをして、どういう状況になったら繰入れをやめるのか。この辺りが、激変であったり、市民の負担増であったり、いろんな、どこまで、どういうものに対してお金を出していくのかというところが非常に不透明かなと思います、そのままでちょっとなかなか審査するのが難しいと思うんですが、その点はいかがかということが3点目です。

そして、もう一点の観点といいますか、今おっしゃられている市長判断で市民の負担を減らしていくというのは、一見、非常に優しい提案のように感じると思うのですが、一般会計から繰り入れるということは、市民全体が負担するということになってきます。つまり、水道をたくさん使っている方も全然使わない方も一律同じように税金から負担する。お金がたくさんある方、ない方と言ったらあれですけれども、負担が重い方、軽い方も合わせて同じようにこれは減らしていくということになります。

ここで、私、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今おっしゃられているいろんなことは非常に分かるんです。分かるので、これは、今後、そういった状況に合わせて、別のレイヤーで、別軸で、この料金はしっかりインフラの維持のために取っていくというような、ほんで、別でつくっていく。これを継続審査するのではなくて、別でしっかりとそれを審査していく。本当に必要なのはどこなのか、お金はいくら入れるべきなのかというのを、解像度を上げていく必要があると思うんですが、その点に関してどのようにお考えか伺います。

では、それではぼ私の言いたいことは答えていただけるかなと思いますので、ご回答よろしくお願いたします。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、田中議員からの再々度の質疑ということでお答えを申し上げます。4点ばかりあったかと思っております。

まずは、世界情勢ということで、誰しも、日々の新聞を読んでいますと、昨日と言うてることが違うということは感じ取っておられると思うんですけれども、6月まで何を見るか

ということなんですけども、報道による状況でしか判断できませんので、ここは、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、一旦立ち止まって様子を見ると。といいますのは、やはり原油がもう青天井で上がってしまったら、国の物価対策なり、ガソリン税の減税など全て吹っ飛びますので、ちょっとこれは今じゃないのかなと。水道料の値上げについては、今、立ち止まって考える、様子を見るという選択肢がよいのではないかなと考えております。それから、今、結論を出すのではなく、継続して審議し、まずは調査することが先決かと考えております。

それから、2点目でございます。令和9年4月1日条例施行の際に別建てで救済措置を取ればということで、なぜそうならないのかということで、どういうんですかね、生活保護対象の世帯なり生活困窮の方々の世帯に対しての施策は、それはそれでもともと福祉部局でありますので、今回は、ひとしく、国保ですと被保険者、病院ですと入院・外来の方とか診療を受けられる方が対象の医療収益ということになりますけども、これとは変わって水道は全世帯に影響があることとございまして、企業会計の原則、大変理解はいたしておりますけども、ここは5万市民、2万5,000世帯ということで、一定の判断が必要かなと考えております。

櫻本市長にあっては、この案が当然政治判断であるということで、おっしゃることはよくよく理解をいたしております。ただし、私どもは、やはり年金生活者と物価高騰に悲鳴を上げている声を聞いておりますので、ここは1段高度な判断が必要かなと考えてございます。

それから、3点目も今とよく似た答弁になるんですけども、曖昧がゆえに一定立ち止まって様子を見るということでございまして、市執行部、市長以下の野洲丸のかじ取りを大きく求めるものでございます。

それから、市民の判断については、市民全体で判断いただくということでございまして、今回、全世帯が対象ということでございます。例えば、検討委員会の委員の方、それから事業者、業者の方の意見等も必要なかと考えていますけども、一方的に答申をされているようにも見られますけども、これは、様々な学識経験者等がおられますので、一定理解の上で答申されたものということで、珍しく幅のある答申ということでございまして、そこは慎重に審査する必要があるかなと考えております。

以上でございます。

(「議長、答えていない」の声あり)

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後４時２０分 休憩）

（午後４時２０分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

遠藤議員。

○１０番（遠藤総一郎議員） すみません、答弁が漏れておりました。

最後、一般財源、財政調整基金なりふるさと納税から繰り入れて別建てで個別具体の方への施策としてやる、それは別建てでやるべきではないかというようなことでございます。

それはそれで私はあってしかるべきと思いますし、今回は４９％の値上げということで数字が独り歩きしてございます。今回上程されていることも知らない市民の方もおられます。令和９年４月分なり領収書を見てびっくりされる世帯員の方がおられるんじゃないかと思います。それはそれで必要ですし、今回の水道事業会計への繰り出しについても併せて、他の案と並行して検討すべきかと。両方必要かなと考えております。

○議長（津村俊二） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております継続審査の動議については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、継続審査の動議については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております継続審査の動議について討論を行います。

討論ございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後４時２３分 休憩）

（午後４時２９分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第１５番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 第15番、未来共創、東郷克己でございます。議第30号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について、反対の立場から討論を行います。

本動議は、上下水道料金改定という本市の将来に直結する重要な議案について、その判断を次の議会まで先送りするものであります。しかし、次の議会まで先送りするとの動議に合理性を見いだすことはできません。

いくつか理由を挙げて説明したいと思います。

1点目。審査期間について、本動議は、次の議会までと先ほどの質疑でも明らかになりました。しかし、その期間内に何を明らかにし、どのような判断材料を得るのかについて十分な説明がなされたとは考えられません。すなわち、いつまでという期限は示されたものの、なぜその期間が必要なのかという根拠が十分でないと言わざるを得ません。

2点目。混沌とする世界情勢のもとで採決に付すリスクが提案理由に挙げられております。先ほどの質疑・答弁でも議論がございました。混沌とする世界情勢と、そこから来る不確実性自体は否定しませんが、この世界情勢が本市の上下水道事業の収支見通しや費用構造にどの程度の影響を与えるのかについては全く説明されておらず、分からないということでした。つまり、漠とした不安であります。

一方で、平成29年の料金改定から9年が経過しており、水道事業の収支に直結する諸物価が高騰する中、非常に厳しい運営をされております。加えて、昭和60年以降に布設された膨大な管路更新が目前に迫り、更新の前倒しや更新に備えた基金積立ての必要性などは極めて具体的に示されております。これは遠くない将来への備えであり、これを先送りすれば、そのひずみはさらに大きくなって跳ね返ります。

先ほどの質疑のやり取りの中でも、例えばとして例示をされた中で、積立てを削除すると36%の値上げ幅にとどまるというような説明がありましたが、これをすれば、将来、膨大な管路更新を今しなければならぬという時点になれば、年間1万4,700円とは比較にならない膨大な、膨大だと申しますか、非常に急激な上昇を招きかねず、それこそ激変であります。これを避けるべきであります。

3点目、その激変緩和についてであります。今回の負担増が激変に該当するかどうかについて、家計負担割合や他自治体比較といった客観的な判断基準は示されておられません。先ほどの質疑でも明らかになりませんでした。したがって、この激変という評価は主観的判断にとどまり、継続審査の根拠としては不十分であります。

4 点目、比較検討の審査についてでございます。上下水道事業は自治体ごとに条件が非常に大きく異なります。にもかかわらず、どの自治体とどの指標で比較するかについて、その選定基準や評価枠組みが先ほどの質疑でも明確になりませんでした。恣意的な比較となる懸念を否定できません。

5 点目、継続審査とすることで何を得られるか明らかにできるかについての疑問がございます。委員会で示された、先ほどの質疑でもあった次の議会まで待つことで判断の質がどのように向上するかが明確ではありません。これは審査の充実とは言えず、単なる時間の経過にすぎません。

6 点目、ここが最も重視するところであります。最後に、市民生活への配慮について述べます。

物価高騰の影響を受ける市民への支援が重要であることは明白です。しかし、この影響は水道料金にとどまらず、生活全般に及んでおり、料金改定と切り分け、減免や総合的支援で対応すべきで、新料金の施行までの1年間、しっかり議論を重ね、有効な支援策を検討すべきであり、単なる水道料金の検討では不足であると考えます。誰に、どの程度、どのように支援すべきなのかをしっかりと議論する必要があります。また、地方公共企業における独立採算制の原則に照らしても、料金に政策的配慮を過度に盛り込むことは慎重であるべきであります。

先ほどの質疑・答弁の中で質問に答えて、今申し上げたような別建ての支援、これも水道料金と並行してやればよいとの発言、答弁がございました。ということは、全世帯に対する値下げというようなこと、本当に困っておられる方への支援を二重にやっていくということであり、これは貴重な税金の二重投資で、無駄なことと考えます。

激変緩和、年間で1万4,700円程度の負担、決して小さいとは考えておりませんが、しかし、市民の中には、負担できない方もおられれば、あまり影響を受けない方も少なくともいらっしゃるのも事実であります。一律に水道料金を云々するのではなく、繰り返しになりますが、総合的に本当に困っておられる方へ手を差し伸べることを考えるべきと考えております。

以上、本動議は期間こそ示されたものの、その期間セットの根拠、判断材料等について十分な説明を欠いており、合理性を見いだすことはできません。よって、本動議に反対いたします。議員のご理解をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、第11番、石川恵美議員。

○ 1 1 番（石川恵美議員） 第 1 1 番、石川恵美。

議第 3 0 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について、原案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

市民の日々の暮らしを守る水道は電気・ガスとともに非常に大切なインフラであり、これを安定的に供給することは市行政の一番上位に来るべき責務でございます。このたび、水道施設や管路の老朽化等により、今後、計画的な布設替えや施設改修を早急に行っていかなければならないところの必要性や緊急性は理解しております。しかし、今回の水道料金改定により来年 4 月から 4 9 % も上がるということは、現在、市民が置かれている厳しい生活環境や現下の経済情勢から鑑みると、到底納得が得られるものではないと認識しております。

今、アメリカ及びイスラエルのイランへの軍事侵攻の影響により、原油価格が急騰し、今年になってガソリン価格が大幅に上がりました。今後は電気やガスに加え、多くの生活必需品や食料品までもが価格上昇するのではないかとされています。この紛争が長期化すると、第 3 次のオイルショックになるのではないかと心配されております。

こうした時期に、全ての家庭にとって暮らしに直結する水道料金の大幅値上げが実施されようと執行部から提案がありました。低所得者の方々にとっては、水道料金の値上げは生活を直撃することは安易に想像できるにもかかわらずです。しかし、今定例会の開会日の市長の提案説明では、親切丁寧なる説明はありませんでした。全ての市民の痛みを伴う料金改定に対して、市長の真摯な姿勢がうかがえませんでした。また、市民からは値上げ以外の対策の検討を求める声も聞いていますが、市長からはそういった検討をした報告もございませんでした。

したがって、今回の料金設定が来年 4 月を予定していることから、今定例会で決することなく、時間をかけて激変緩和策や原油価格高騰による諸経済情勢などを見極めながら慎重審議する必要があると考えます。

具体的には、水道事業は独立採算制が原則でございますが、激変緩和策として、暫定的な水道事業会計への市からの繰出金の増額による料金改定抑制や、一気に 4 9 % 上げるのではなく段階的に改定するなど、様々な解決策を模索することが重要ではないでしょうか。この 4 9 % 値上げは新聞に取り上げられるほど話題で、この値上げにより転入者の減少や転出者の増加を招き、市民の負担が増える悪循環も懸念されます。

いずれにいたしましても、物価高騰が続き今年も更に多くの品目で値上げが決まってい

る中、また経済の先行きも不透明な今、不安を抱えておられる市民の立場に立って再考されることを強く望みます。拙速な議決よりも、継続審査によって慎重審議を選択されることの動議に対して賛成いたします。議員の皆様の賢明なるご判断をよろしくお願いをいたします。

○議長（津村俊二） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第30号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議についての採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

議第30号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について採決いたします。

お諮りいたします。

本動議について賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本動議は否決されました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

引き続き会議を開きます。

日程第2に戻ります。

次に、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対し、稲垣誠亮議員他1名から、タブレットに記載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。

これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それでは、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対する修正案について、提出者を代表いたしまして提案理由説明をさせていただきます。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」における2款総務費、1項総務管理費において、野洲駅南口整備構想基本計画作成支援業務として委託料予算4,927万5,000円が計上されています。これは、今年度、令和7年度において再検討されている同地区での整備構想に基づき、主にAからEまでのブロックごとの基本計画等を策定しようとする執行部からの提案であります。

厳しい市の財政状況の中、基本計画の作成の委託料に4,927万5,000円の血税を投入するにもかかわらず、委託する業務の各業務の積算額が不明で、委託料総額での予算審査となり、詳細な議案審議ができていない状態であります。このことは、今後における市議会での予算審議に影響もあり、看過できない状況であります。

スピード感を持って本事業を進めなければならないことは理解していますが、こうした状況下においては、次のステップとなる基本計画作成に関わる予算を認めるわけにはいかず、基本計画作成の委託料の4,927万5,000円を減額するべく、修正案を提出するものであります。

以上でございます。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、議第3号に対する修正案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後4時49分 休憩）

（午後5時20分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 野並享子です。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対する修正案に対して質疑を行います。

4,927万5,000円は、次年度における検討のため、それぞれの課題を数字で示してもらわなくては何も進めないのではないのでしょうか。それぞれの比較検討材料が必要ではないかと思います。この予算を削減して何をどう進めようとされているのかお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それでは、提出者を代表いたしまして野並議員の質疑にお答えしたいと思います。

共産党さんが、ちょっとすみません、この質疑の内容を聞いていると、賛成か反対かどちらの立ち位置で質疑されているのかちょっと分からなかったんですけど。削除して何をどう進めるのかということですね。

まず、創政会としては、まず第1に、駅前の雨水対策、そして駅前の狭量なロータリーの渋滞の解消、それが最優先課題であると認識しています。また再質疑があると思いますが、それを最優先した上で、当会派といたしましては、第4案、特別委員でも繰り返し述べさせていただいておりますが、改札口からAブロックへアクセスできるペDESTリアンデッキ、歩行者専用の高架通路であります。また、容積率緩和における高度利用による企業集積など提案いたしております。その4案目の案も含めて時間をかけて検討していただくべきかなと思っております。

今現在に関しては、当会派の意思・見解については、執行部には、これは私見にはなりますが、黙殺されているように感じておりますので。

以上、お答えといたします。

（発言する者あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後5時24分 休憩）

（午後5時29分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員。

○13番（野並享子議員） 稲垣議員の答弁は答弁になっていないのと違いますか。削って何をやるんやというて聞いたんですよ。駅前の、そしたら、4案をテーブルにのせない

限り、この4, 900万円もあかんということなんですか。4案がのってたら4, 900万円は認めるということなんでしょうか。そういう意味では、4案も検討していくということはたしか市長がおっしゃったと思うんですけども。そういうふうな意味では、ちょっと今の答弁では、私の質問した答弁ではないように思います。

それと、雨水対策とロータリーの渋滞というのも、それも並行してやっていくということも市長は言っておられます。雨水対策が絶対完成しない限り、駅前のこの計画、いろんな形の計画はしないということになったらいけませんよ。進みませんよ。この駅前の排水対策というのは、JRの下を抜くとかでも、何十年も昔にこの駅前の水の排水をどうするか、千代さんが助役のときにもう話をしているんですよ。そのときに、JRを排水管を通して抜くとか、河川を広げて抜くとか、いろんな形、全部これ、JRとの関係でペケになっているんですよ。もうそこで詰まっちゃっているから、だから三上の水を野洲川のほうに流そうとかいうふうな形で、本当にずーっと何十年もこれはやってきている話です。

ですから、この問題をどこまで、100%解決していく、100年に一度あるかないかというところ辺までをクリアしていくということになったら、あの駅前で開発はもう多分できないと思いますよ。私らは、もうちょっとそういうのも並行して進めながらやっていかなあかんのと違うかと。そのためには、いろんな案が出ている、3つの案が出ている、これを一体、文化ホールの改修にしても40億かかるという数字だけ聞いているけど、本当にどこにどんだけのお金で40億になったのかというのを皆さんご存じですか。私は聞いてないんですよ。それを続けることによってどんだけの人の流れがあるか。次年度のところでもそういうことも書いていますでしょう。とか、エンターテインメントにしたって、民間の資金とか補助金とかどうなるんやとかいうふうなこととか、本当にそれぞれ比較検討できる材料というのは私らはもらわなければ検討できない。だから、このお金というのは私は必要やというふうに思っています。そんなのも、ぼわーんとした、こんな計画ですというところでどうやって検討ができるんですか、議論ができるんですか。という意味においては、私は、比較検討できる数字、それはもう最低限必要なことやというふうに思っておるんです。

だから、これを削除して一体何をされるんですかということをお尋ねしたんです。もう一度お願いします。

○議長（津村俊二） 野並議員に申し添えます。ご自分のご意見はお控えくださいますようお願いいたします。質疑は簡潔明瞭にお願いします。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 野並議員の再質疑に対してお答えさせていただきたいと思えます。

提案者は私と永島議員ではありますけども、これはちょっと分けて。普段から会派で話し合っていることではありますけど。

当会派としては、第4案、先ほど述べた、繰り返しのなってしまうんですが、野洲駅の改札口からAブロックへのアクセスできる、車道を横断することなく目的地へ行けるペデストリアンデッキ（歩行者専用の高架通路）と容積率緩和による高度化利用による企業収益、これらが予算のほうに反映されない限りは、こちらの今回の4,927万5,000円については賛同いたしかねると。

野並議員がおっしゃっているように、断片断片では「検討する」という言葉が市長なり部長のほうからは出てはいますが、昨日の野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る説明会では、第4案を採用する、検討するというような、そういう側面は一切見受けられませんでした。したがって、昨日の夜、夕方以降、夜、共同提出者の永島議員との間で、やはりこれは修正案を出すべきじゃないかと、そういう話になりまして、今回の件に至っております。

野洲駅の開発は、やはり野洲市百年の計だと私は思っていて、急がなければいけないことではありますけども、この雨水対策、あとは駅前の狭量地の渋滞解消、これを最優先で取り組むことによって、企業誘致に関しては大いな前進を進められるものだと認識しております。

現状、ということで、その2点を想定よりもやっぱり早く進めていただいて、なおかつ第4案も採用していただければ、こちらの本件予算には、次回の定例会等、賛同できるのではないかなとは思っております。

賛同できない理由としては以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、答弁いただきました。駅前の整備をしていくスピード感、必要やと思うんですけども、それは要らないんですか。この渋滞の解消、これもそんな簡単にできるような話と違いますよね。どっかに抜けていく道を作るか、それとも、手前でロータリーまで入ってこないような状況にするとか、何かいろんな形を取らないと、あの中、もう雨の日やら大変ですよ、抜ける道がないんですからね。根本的に道路改良をしな

いとあかんと思いますけども。そういう意味では、抜けていく道としてペDESTリアンデッキということをおっしゃっているんやというふうに思いますけどね。でも、そういうようなのも含めて、抜いていくとかというふうな部分も含めての検討もしていかならんのと違いますか。渋滞解消のためには、私はしていかならんなどは思いますよ。でも、ペDESTリアンデッキは次の開発があって初めてつながるんですよ。何にもないのにデッキだけつくるとするのは。どこの駅前でも次の施設に抜けていくためにデッキがあるんです。

だから、いろんなことを検討していかないとあかんと思うんですけども。今出ている内容だけでも本当にどんだけお金が要るんやというふうな、そんなんは試算をしてもらわないと、私はもう前に進まないというふうに思いますので。これ、次の議会って6月議会でしょう。6月議会にでも賛成するわってどういうことなんですか。今出ている予算ですからね。それから、削除せえとおっしゃっているんですから、何かちょっと話が合わないんですけど、どういうふうな形で進めようとされているんでしょうか。もう全面的に何かストップをかけるというふうにしか聞こえてこないんですけども。お願いします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 野並議員の再々質疑についてお答えしたいと思います。

繰り返しにはなるんですけど、創政会としては、第4案、それが検討予算の中の1つとして捉えていっていかない限りは、そもそも賛成することができないです。

やはり、不思議だったのが、昨日の野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る説明会、資料配付等をされていますけども、僕、これ、たしか特別委員会でも発言したんですけど、「第4案を検討する」と断片的な執行部から答弁があったので、であれば、説明会の資料の中に、1ページの中に、半ページでもいいので、第4案の可能性、こういう意見もありますというのを一言入れていただければ、今日の修正案の発議には至っていないんですよ、そもそも。だから、僕は、原課のほうがどうして説明会の資料の中に第4案の可能性について半ページでもいいので入れなかったのかなというのが不思議で仕方がなくて、それを入れていただいていたら、今日、修正案は出ていないんですよ。いや、これは本当にそれで、出していないんです。

あとは、今回、業務内容の予算の積算の、会派の所属議員が情報公開請求もさせていただいております。これなんですけど、全て黒塗りなんですよ。一切の内訳がノウハウの云々の理由により開示されていなくて、これをもってどう審査したらいいのか。ちょっと本末転倒かなと僕は思っています。これでどう考えるんですかね。全ての項目において黒塗

りなんです。これを見ていただいて皆さんご判断いただけたらいいと思います。

以上です。

○議長（津村俊二） 次に、第5番、益川教智議員。

○5番（益川教智議員） 第5番、清明会、益川教智です。

それでは、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に係る修正案について質疑をいたします。

本議案においては、先ほど来議論されておりますとおり、次年度の野洲市一般会計予算のうち、駅前整備に関わる基本計画の作成についての予算を削除する旨の修正案が提出されています。

そこで、お尋ねいたします。

まず、1点目です。本市における駅前開発の重要性についてどのように認識しているのかお伺いいたします。

2点目、本修正案が駅前開発のスケジュールに及ぼす影響をどのように考えているのか。

問3です。予算常任委員会において、本予算案について意見を述べることなく賛成しておられました。そこからどのような変遷があり、このような緊急の修正案の提出に至ったのかご回答をお願いいたします。この点については、時系列としまして、予算常任委員会の前に特別委員会が開催され、その場においてこういう形で市民に説明をするということが議会のほうに報告されています。というところがありますので、その辺りも含めてご回答いただければと思います。

4つ目、提案理由として、本計画策定に係る委託業務について各業務の積算額が不明であるということが挙げられています。先ほど一定お答えはされたかと思いますが、予算常任委員会の委員長報告におきまして、この積算根拠について4点、「施設配置計画の検討」、「概算事業費、資金調達手法の検討」、「事業スキームの検討」、そして「今後の事業スケジュール」の大きく4点をその業務の項目として挙げられており、その内訳については、先ほどもこれは述べられましたが、徴しているが、事業者のノウハウが含まれているため答えられないとの報告がありました。段階段階においてしっかり充実した審議を図ることが基本だと思いますが、この報告についての質疑をすることなく、詳細な議案質疑ができていないとしておられますが、これは自らの職責を果たさずして今回このような当初予算についての修正案を提出されているというふうに思いますけれども、その点についてどのようにお考えか。

4点お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それでは、益川議員の質疑にお答えしたいと思います。

問1、問2、問4に関しましては私のほうからお答えしたいと思います。問3に関しては、共同発議者の永島議員のほうからお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと質疑にお答えする前に、先ほど益川議員のほうから「責任を果たされていない」というお言葉があったかと思うんですけど。あったんですよ。ちょっとそれは承服しかねるということだけ先に述べさせていただきたいと思います。

では、順番にお答えいたします。

問1、本市における駅前開発の重要性についてどのように認識しているかとのことですが、最重要の課題だと認識しております。私、今、4期目に入りましたが、常に最前線に立って、駅前のことについては、僕なりにですけど、建設的な議論を進めてきたつもりです。

問2です。本修正案が駅前開発のスケジュールに及ぼす影響をどのように考えているかとのことですが、これは先ほど野並議員との質疑の中で、第4案の可能性について繰り返し答弁させていただきましたけども、今回、第4案、それが、十分、表面的な言葉ではなくて、実効性のある点が見受けられていたら、これはやはり昨日の野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る説明会が大きいところでありまして、そこでそれが担保なり見受けられていたら本修正案の発議には至っておりません。そのため、第4案が入っていれば特に賛成しましたので。スケジュールはスピード感を持って進めるべきだとしかお答えはないんですか。

問3は永島議員のほうから答弁していただきますので、問4に移ります。

提案理由として、本計画策定に関わる委託業務について、各業務の積算額が不明であると。しかし、予算常任委員会の委員長報告について、積算根拠について、「施設配置計画の検討」、「概算事業費、資金調達手法の検討」、「事業スキームの検討」、「今後の事業スケジュール」の大きく4点の業務を項目として挙げられており、その内訳については……。これ、漢字、間違っていますか。

（「徴している」の声あり）

○17番（稲垣誠亮議員） すみません。ありがとうございます。

徴しているが、事業者のノウハウが含まれているため答えられないとの報告があった。この報告について質疑をすることなく、詳細な議案質疑ができていないとされている。こ

の点についてどのように認識しているかとありますが、こちらも、これ、問2のお答えと重複はするんですが、昨日の野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る説明会で、第4案が十分市民の方に、こういう考えもあるよということをきっちり説明していただければ賛成はしていたので。会派としてもその説明があると認識していましたので、昨日の説明会の執行部の対応について驚きを禁じ得ないところであります。

以上です。

(発言する者あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後5時53分 休憩)

(午後5時54分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

永島議員。

○9番(永島知香議員) 第9番、創政会、永島知香です。

問3については私のほうからお答えさせていただきます。

3月12日、予算常任委員会の後に南口整備特別委員会が開催されており、議案質疑、一般質問、総務分科会での審査で実質的な議案審議は終了しております。その後に特別委員会が開催されたものです。昨日の野洲駅南口周辺整備に係る市民説明会でのお話も聞き、もう少し審査が必要だと感じましたので、今回の修正案を提出させていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

(「答弁漏れが1点、稲垣さんの件であるんですが、最後」の声あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後5時55分 休憩)

(午後5時57分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

稲垣議員。

○17番(稲垣誠亮議員) 益川議員の質疑漏れとの指摘に対して再度答弁させていただきます。

趣旨としては、予算常任委員会で意見がなかったということ、質疑がなかったということをおっしゃっているというふうに理解したんですけど、合っていますか。違いますか。違いますか。ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（津村俊二） 段階的に質疑なり、発言がなかった。

（「発言していいですか」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後 5 時 5 8 分 休憩）

（午後 5 時 5 9 分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それは修正案の発議で改めて議論が深まることなので、特に僕は議事運営上問題ないと、私見ではありますが、考えておりますが。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） それでは、再質問いたします。

駅前的重要性に関してはお互い共有、重大だということについては共有できていると思っています。

先ほど来、基本、第4案を3案と並べて俎上にのせた上で、なければこの予算は認められないというのであれば、それはこの段階でする話ではないでしょう。整備構想の中で、整備構想の改訂を、予算を決めて、議決をして整備構想が出されました。この3案で進めていきますということで、今後、ステップを踏んで、段階を踏んで進めていく中で、自らの、そちらの会派の提案が今後俎上に上げられないということを経由に、今後の基本計画についての予算は認められないというのは、この議案、議事の進め方として非常にいかがなものかと思えますし、一言でも、少しでも資料に掲載しておけばこの修正案は提出しなかったというのであれば、しっかりそれを最初から提出理由に記載してください。でなければ、今回挙げていただいた提案理由を基にこちらでも質疑しておりますので、その点、どのように認識しているのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

永島議員が、今ほど、この3案、今後の駅前計画について、もう少しということをおっしゃいましたが、具体的にどのようなのであれば進めていいのか、この予算が認められるのか、具体的にもう少しの範囲を教えてください。

もう一点、先ほど、情報公文書公開のところで稲垣議員が示していただきましたが、このノウハウ、また相手方の権利があるので見せられないということではありますが、これ、相手方の権利を侵害した形で野洲市がこの情報を載せて進めろということなんでしょうか。そして、そうしなければ予算が認められないということなんでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） すみません、益川議員、ちょっと質問が多かったので。すみません、もう一度、簡潔……。暫時休憩、お願いします。

○議長（津村俊二） 今答えられるだけ答えていただいて、漏れがあったらまた。

○17番（稲垣誠亮議員） 分かりました。

段階的なのというところで質疑をいただいたと認識はしているんですが、合っていますでしょうか。

○議長（津村俊二） 稲垣議員、答えてください。もう少し具体的に範囲を示してくださいと聞かれています。

暫時休憩します。

（午後6時05分 休憩）

（午後6時07分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それでは、私に対しては3点、永島議員のほうには1点、質疑がありましたので、順次お答えしていきたいと思えます。

まず1つ目、議決を経て整備構想が進んでいるので、4つ目の案を載せないと、4つ目の案を入れないので、今このタイミングで修正動議を出すのはいかなものかということが1点目の質問だとは思いますが、我々、創政会としては、そのとおり、段階を経してきました。ただ、その段階の全てにおいて、4つ目の案については、細かいところも挙げますと、議案勉強会、全員協議会、特別委員会において、4つ目の案について対応していただけるかということを経験させていただいていました。執行部のほうからは、常にその可能性も含んでいるという答弁がありました。我々はそれを信じていたわけです。しかしながら、昨日の市民説明会、これ、重要なポイントだとは思いますが、繰り返す

にはなりますが、野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係る説明会ではそれが一切ない、軽視されているんだ、発言について実効性があるものではないというふうに理解をいたしました。それが時系列における流れでございます。

次に、2番目に、提案理由説明に今発言していることの記載がないということですが、全て思っていることを提案理由説明に書けませんので。議運等でも補足説明はさせていただきましたが、別に普通に質疑をしていただいて、このように丁寧に、聞かれたことについては真摯にお答えいたしますので、特に問題はないかと思っております。

最後に、ノウハウについてです。これは、僕の認識では、相手側、企業側の了解があれば公開できるものであると認識しております。今回については、公開できないということではありました。ただ、議員には知る権利、調査する権利があると思いますので、それを情報公開という形で取らせていただきました。ただ、それをもって、それだけを理由に何か議案を反対しているとか、そういったことではありません。

僭越ながら、情報公開に関しては、先輩の益川議員が病院整備の問題のときにかんりの量を出されていらっしゃったと思っております。そのときに、黒塗りにになっていることに関してかなりマイナス的なこと、これはよくないんじゃないかなというようなことを発言されていたように僕は記憶しているので、同じ心情というふうに。黒塗りで上がってきて、多分悔しかったと思うんです。僕の私見で、勝手な自分の思いでは言っていますが、同じ感情だと理解していただけたらいいかと思えます。

3点に関しては私のほうがお答えいたしましたので、永島議員と交代いたします。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 益川議員の再質問にお答えさせていただきます。

もう少しというのは具体的にどれだけかというご質問でしたが、「もう少し」という言葉に、その範囲について、ここからここまでとお答えできるものではなくて、納得のいく説明がなかったという意味で「もう少し」とつけました。深い意味は特にはないです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） それでは、再々質問させていただきます。

駅前整備については段階を踏んで進めてきたということは、これがここで共通の認識を得られたかと思っております。

その中で、まず先に、ごめんなさい、順番はちょっと前後しますが、先ほどのご答弁

の中で、提案理由についてです。記載さえあれば、自分たちの案を記載さえすれば、この修正案は上がってきていなかった。だから、これが提案理由の全てなんですね、今のご発言の中では。それであれば、今回こうやって上げるべきでありますし、もしこれだけ重大な当初予算の修正案を出すのであれば、その旨を特別委員会等でしっかりと執行部側に伝えるべきであったと思っておりますというのが1点。それを踏まえてどう考えるかをお聞かせください。

その4案目については、執行部は取り上げない、取り上げる実効性がない、取り上げる素振りがないということを言っておられました、今申し上げましたとおり、ここまで議会の議決を経てこの3案が示されました。市長が手続的な適正を取ってこうやって進めて、議会の議決も経ています。というところがありますので、改めて、そうやって進めてきたものに対して、この段階において、なぜ自分たちの主張が受け入れられなければ進めないのかというところに関して……。

(発言する者あり)

○5番(益川教智議員) 前を向いて聞いてください、できれば。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後6時14分 休憩)

(午後6時16分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員の発言を許可します。

東郷議員。

○15番(東郷克己議員) 先ほどの再質疑への答弁で、提案者稲垣議員が益川議員の再質疑の内容を、何一つ質問内容を理解していなかったということがございました。その後、続いて再々質疑があったんですけれども、要は、申し上げたいのは、先ほどからずっと気になってはいたんですけれども、質疑の間に私語が見られました。ここは推測ですけど、その私語のほうに稲垣議員は集中したがゆえに先ほどの再質疑の内容を聞き取れなかったのではないかというふうに思います。

申し上げたいのは、質疑の間に私語は慎んでいただきたい。提案者であれば、当然ながら質疑に答える義務がありますので、質疑の内容に集中するのが当然かと思えます。よって、周りの方は、言いたいことはやまやまあるのは理解しますが、質疑は慎んでいただき

たいと思います。

以上です。

(「私語」の声あり)

○15番(東郷克己議員) 失礼。私語は慎んでいただきたいと思います。

○議長(津村俊二) それでは、質疑に集中されるよう希望いたします。

質疑を続けます。

益川議員。

○5番(益川教智議員) ちょっとどこまで行ったかがあれなんですけれども。

(発言する者あり)

○5番(益川教智議員) 分かりました。

ここまで手続的な適正を踏んでやってきてというところはお共感いただけたかなと思います。こうやって3案示されて、自分たちの意見を俎上にのせないとその基本計画の案は認めないということであれば、それは、そもそも、ちゃぶ台をひっくり返して、もう一度整備構想からやり直せということなんでしょうか。執行部としては、基本計画をこうやって策定して、その中で3案示されました。その中で、そちらの会派の主張に関しても、他の全ての議員のご意見もしっかりと意見として受け止めながら進めていくというご発言がありました。政策提案は大変結構なんですけれども、段階においてそれぞれできる幅などが変わってくるということは稲垣議員であれば十分ご承知だと思います。現段階において俎上にのせろというのはあまりにもむちゃなご意見だと思っておりますが、その点をいかがお考えかお伺いいたします。

永島議員のご発言に関しては、もう少しということに深い意味はないということをおっしゃっていただきましたが、ここでの発言というのは非常に重いものであります。それを深い意味はないとまでおっしゃったことに驚きを隠せないんですが、やはり私たちの発言には重みがありますので、その点、どのように認識されているのか聞きたいところではあるんですけれども、その点、もしご回答できるのであればお願いいたします。

提案理由のところ、永島議員は、詳細な、具体的なもう少し納得できる説明がなかったということをおっしゃられて、稲垣議員は、会派としてはこの4案は認めないこの計画に関する予算を通さないということをおっしゃられて、永島議員に関しては、具体的な説明があるのであれば、納得できる説明があるのであれば、この4案を俎上にのせなくても今回の予算案に関しては賛成できるという、そういうご判断なんでしょうか。お伺

いたします。

もう一点だけ。ちょっとこれ、最後答えていただけなかったかと思うんですけども、情報公開に関して、私の信条をおもんぱかっただきまして、どうもありがとうございます。ただ、感情面ではそうなのかどうかというのは差し控えますけれども、私が質問したのは、相手方の権利を侵害し、この情報公開をして、でなければ進められないのかというところなんです。その点に関してどのように認識をしておられるのか、改めてご回答をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） それでは、益川議員の再々質疑についてお答えしたいと思えます。

私としては、質疑の内容については十分全てお答えできていると思うので、見解の相違と申しますか、堂々巡りになっていると申しますか。ただ、誠意を持って、再度、できる限りお答えしたいと思います。

まず、これまでの過程の中での話が出てきましたが、これ、3案って別に議会で議決したのではないと思っています。なので、ちゃぶ台をひっくり返すという表現をされたんですけど、議決していないのでそもそもそういう意図はないですし、益川議員は会派としてどのような案があるのかは私は分かりませんが、多種多様な考えが昨日の説明会でもありましたし、また十分予算の提案について俎上に上がっているとは私は言い難いのかなとは思っております。

これも何度も述べていますが、同じことの繰り返しになってしまいますけど、我が会派としては、第4案について繰り返し繰り返し述べてきました。ですが、それで執行部との間で意思疎通ができているものだと思われたいんですが、昨日の説明会の蓋を開けてみるとそうではなかったと、そのようにご理解いただければと思います。

あと、情報公開についてですが、これのみで断じて認めないとかそんなことは決して僕は言っていないんです。全体の軸の中の1つの公開、公開して見せてもらえたらよかったなということを述べているだけであって、それが公開されていないから反対だというようなことは述べたつもりではないので、それは訂正させて……。訂正ではないですね。述べさせてあげたいと思います。

最後に、我々、けんかしているわけではないと思うんです。もっと建設的に、もっと建設的にね。

(「あなたが言うんですか」の声あり)

○17番(稲垣誠亮議員) 建設的に。市民の中にも多種多様な意見がありますので。今、何か殺伐としているじゃないですか、雰囲気かね。もっといろいろな意見をお互い出し合って、よくしていこうじゃありませんか。

○議長(津村俊二) 永島議員。

○9番(永島知香議員) では、お答えさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。重要性はもちろん認識しております。諸先輩の背中を見て議員活動を頑張っていこうと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

(「答弁漏れがありますけど」の声あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後6時26分 休憩)

(午後6時27分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

永島議員。

○9番(永島知香議員) 納得ができればもちろん賛成はさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(津村俊二) 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、まず、議第3号及び議第3号に対する修正案について討論を行います。

議第3号原案については討論通告書が提出されております。

この際、議第3号に対する修正案についての討論はございませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後6時28分 休憩)

(午後6時39分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第3号原案及び修正案について一括して行います。

第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。

私は、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対しまして、いくつかの問題点を指摘しながらの賛成討論とさせていただきます。

1点目は、給食無償化が4月から小学校のみを対象として実施されますが、質疑でも質問しました義務教育機関の中学校に対する無償化対策には、国の動向に注視し、市独自では考えていない。また、非喫食者への財政支援に対しましては、国からの情報が届いていないので答えられない。このような答弁内容は、義務教育は無償とするものに積極対応が見えません。市として、少なくとも「早急に国の責任で全国一律中学校までの拡大を」の声を上げるべきです。

2点目として、さきの議案質疑で野並議員の質問に対する答弁で、「市長就任以後、行革を進められてきた課題で、歳出削減効果だけでなく、サービスの質向上や利用者の安全性確保、事務の効率化見込での取り組みだったと答えられていました。しかし、サービス向上を考えれば、北部合同庁舎での市民サービスセンターは、年間8,000件の利用があったにも関わらず廃止されました。これまでコンパクトシティの記述で「日常生活に必要な行政サービスが身近にあることで、住みやすさや環境への配慮」との記述からは相反するものであり、市民を置き去りにしたものと指摘せざるを得ません。今後の行財政改革には市民の負担が改善されることを求めながら、一般会計予算そのものには賛成をするものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、第11番、石川恵美議員。

○11番（石川恵美議員） 第11番、石川恵美。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に係る修正案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」における第2款総務費、第1項総務管理費において、野洲駅南口整備構想基本計画作成支援業務として委託料4,927万5,000円が計上されています。私は、これを削除するべきとする修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。

執行部からの説明によりますと、原案に掲げられたこの予算は、本年度、令和7年度に見直した同地域についての基本構想に基づき、各ブロックごとの基本計画を作成しようと

する予算であるということです。

しかし、この予算案については、今定例会の議案質疑や代表質問、一般質問までに、積算の根拠が何も説明されなかったばかりか、本会議や予算の分科会で質問を受けても「言えない」、「明らかにできない」という答弁が繰り返されました。黒塗りだらけの予算案でした。事務方の努力も分かるのは分かっていますが、まず丁寧な説明も必要と考えます。

私は、野洲駅南口駅前整備の基本計画策定は、将来の野洲市にとって大変重要な事業であると思っております。その支援業務であるのに、業務の中身が何なのか、予算額の積算が適正に行われているのかということが市民に明らかにされず、議会での審査がほとんどできないまま今日の採決日に至っているのが現状です。こんなことは他の事業ではあり得ないことだと思いますし、私は予算議会と言われるこの2月の定例会で、こんな不明確な予算案を野洲市議会として認めてよいはずがないと思っております。そして、こんな不合理なことを平然と貫こうとする櫻本市長の不誠実な行政手法を認めるべきではないと強く思っております。

もし、議会がこのような予算案を認めてしまえば、これまで長年築かれてきた野洲市における予算の透明性はどうなってしまうのでしょうか。そして、今後、野洲市議会では、総額だけで予算を審査するのだという、そんな前例にもなってしまいかねません。

また、私は、特に今回、櫻本市長が最重要事業として掲げておられる駅前整備の事業でこのような対応が行われているということに、より強い危機感を感じております。それは他の事業でも同じように、透明性が欠けた内容で進められてしまうことが想定できるからです。議会として、このことを決して看過してはいけなないと考えます。

さて、去る3月19日、野洲駅南口周辺整備特別委員会が開催され、執行部から基本構想の改定案の説明がありました。まず、この内容についてですが、これが1年もかけ、1,000万円近い市民の税金でつくったものなのかと思うほどのものでした。櫻本市長は、恐らくこの特別委員会が開催されたことで、今回の予算審査に必要な対応は一応できたと思っておられるかもしれませんが、そうではないと思います。なぜなら、今回の特別委員会は、新年度の予算編成や新年度の事業について、公式に、実質的に審議する場である代表質問や一般質問、予算常任委員会の分科会が終わった後に開催されたものだからです。ですから、問題となっている予算が、この予算議会と言われる2月の定例会で一切審査されていない事実が変わりはありません。どういう経緯であったかは知りませんが、あのようなタイミングでの特別委員会の開催は何の帳面消しにもなっていないと言わざる

を得ません。

本来であれば、基本構想から次の段階の基本計画の策定へ進む場合、基本構想の改定案を基に、議会での予算審査が始まる前に特別委員会を開き、同時に市民にも説明され、賛成意見も反対意見も、いろいろな立場の人からの意見を聞き、そういう議論を踏まえて内容の修正もされ、より多くの人々が納得できる内容に仕上げしてから定例会に挑むべきだと思います。そういう経緯こそがまちづくりのために本当に意味があることだと考えます。先日の特別委員会で示された基本構想の案は、そういう市民議論を全く得ていないものだと思います。

繰り返しになりますが、原案の予算については、次の段階に移っていいのかどうかという議論も、その予算そのものの根拠や内容の説明も、いずれもが全く不十分です。一体、私たち議員は何を基に賛成できるというのでしょうか。

なお、昨日の夜、本件に係る市民懇談会が開催されましたが、昨日の夜ということは、今日という予算採決の日の僅か1日前の夜です。

議員各位に改めて申し上げますが、今回の櫻本市長、執行部による議会への説明の対応は、予算採決を行うための手続としては不適切です。十分な議論が議会にも市民にも説明なく、野洲市議会として重視されてきた根拠も全く示されていない中で、我々野洲市議会は一体どうやって次に進んでよいと判断ができるのでしょうか。このまま原案を認めてしまうということは、多額の野洲市民の血税を4,927万5,000円、支払ってくださという委任状を我々議会が市長に白紙で渡してしまうということです。これが市民に納得していただける二元代表制の姿なのでしょうか。

野洲駅南口周辺整備に係る基本構想の委託費について、担当部が全力で取り組まれていることは理解をしています。しかしながら、もう一度考えて、議員の皆様には櫻本市長への付託ではなく、是々非々でお考えいただき、関係予算の削除を求める修正案にご賛同いただきますようお願いして、私の修正案への賛成討論とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、第14番、田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 第14番、未来共創、田中陽介です。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対する修正案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、前提条件として少しお伝えしなければならないことがあるのでお伝えします。

先ほどの質疑の中で、議員には調査権があるというようなことがお伝えされましたけれども、これは非常に誤解を招く発言でありまして、議会には調査権はございますが、議員にはそのような特権はございません。これは議会が持つ力でありまして、委員会等でしっかり議論を尽くして、その権利を使うかどうか議論して行使すべきものであるということ。そして、それを踏まえ、まずもって、今回の修正案の提案内容であれば、予算常任委員会総務分科会での質疑においてまず明らかにすべき点であり、それに対して不満とか意見があれば議員間討議、この野洲市議会は議員間討議というのを置いておりますので、そこにおいてしっかり議員間の議論を交わすこと、そして先ほどの遠藤議員の動議のように、しっかり事務手続が円滑に行われるように提出を行うというのが可能であったはずで、しかながら、委員会では、当会派は、全員賛成の立場で、討議もなく、このような形で出されることに対し、非常に遺憾を表明するものであります。

また、さらに、先ほどの議会運営委員会、私も所属しておりますけれども、これは公の委員会でございます。その場において、この提案は、会派ではなく、個人2人の提案であるのご説明を受けたのにもかかわらず、この議場におきましては、冒頭から「我が会派では」という主語をお使いになられて、会派としてのことであるということをおっしゃられており、何が本当のことなのか分からないというようなところも付け加えておきます。

さて、それを前提として、この修正案の反対討論に入りますけれども、この4,927万5,000円の予算は、5つのブロックの再開発の計画を進めていくための大変重要なものであります。非常に多くのことをしなければならない。そして、先日、説明会で様々な市民の皆さんから意見が出ておりました。そして、執行部の返答としては、それをまさにこれからこの予算の中で、皆さんの思いが、提案が本当に市民に資すべきものなのか、有益なものなのか、これを検討していくというようなお答えをされておりました。そして、現実的に、具体的にこの計画をつくっていく予算であります。昨日の市民説明会の参加者の皆さんも、厳しい意見もたくさんありましたが、期待を持たれておりました。

そして、コンサルの手法についてしっかりと明示されないことが、これは、この議会の予算審議において、かつてないようなことであり、これは看過できないというような討論を先ほどいただきましたけれども、例えばプロポーザルを考えたときに、これから業務委託、これを、例えば病院であれば、どんな病院の形にするかとか、何階建てにするかとか、そんなことは委託のプロポーザルをするときにそこまでは定めません。どんな機能を持ってほしい、持たせるのか、それをつくるのが基本計画ですよ。基本計画を委託するとき

には、どんな内容を、計画をつくるのかというのが中身のはずです。その手法というのは、入札であれば入札に参加される方が考えられて、もしくは随契かもしれませんが、執行部ないし提案者がこれだと思うものを選ぶというのが、これは通常のことです。委託をする前に全ての仕様を市が定めてやるというようなことは今までもなかったと思います。

それを踏まえて、これをさらに出せというのは、情報公開条例というのが野洲市にはございます。これを使って情報公開もできますが、これをしても出てこないものに関しては、やはりそれは、制度的な不備であれば、そこをしっかりと突かなければいけませんし、それを突けるようなちゃんとした根拠があるのかどうかというのが問われます。

また、特別委員会等で意見を出された第4案が今回の構想の説明に、市の説明に入っていないと。だから駄目なんだということをおっしゃっておりますが、会派の提案というのは、これは議員個人の提案とほぼ同等なわけです。法的な会派の立ち位置というのはないわけです。例えば、委員会で決めたとかだったらまた全然話が違います。ただ、会派というのは任意団体であります。そうした会派が言ったことを全て盛り込まなければならないということになれば、これはとんでもないことになります。そして、執行部も、それは誰も盛り込まない、考えないとは言っておりません。この次の基本計画、まさに実際に計画をつくっていく段階で、本当にその必要性があればそれは検討に値する、ありがとうございますというような表現をされておりましたし、市民説明会においてもそういったお話が出てきたときに、これからまさに計画で定めていくというような答えをしております。ですから、この計画の途中段階において、本当にどんな検討をしたんだと。これはこんだけいいのに何でだということ言うのは理解できます。ただ、これをやる前に、ここに入っていないから駄目だというのは、私は見当違いではないかなと感じております。

そしてまた、第4案というのも、ペDESTリアンデッキと企業集約をAブロックにしたらしいという案でありまして、今回の構想というのは、A、B、C、Dブロックを一体的に考える構想であります。ここを一体的に考えた構想を提案されていたならば、もしかしたら入れることもできたかもしれませんが、Aブロックとデッキというだけの案をここに載せるというのは、さすがに難しいのではないかなというふうに思います。

以上をもちまして、この時点での審議の進め方に関しては、野並議員等もおっしゃっていましたが、この時点の、この段階の情報というのが限界かなと。ここから基本計画をしっかりと進めていただける段階で、しかも、執行部は月一ぐらいで特別委員会を開いて随時

チェックしてくださいということもおっしゃっています。そういった中で、皆さんの知見であったりアイデアを生かしていただいて、このずっと止まっている駅前を前に進めていくということが重要なのではないかなと考えておまして、この修正では反対ということになります。

まさに石川議員が先ほどおっしゃったように、今からみんなが合意して賛成できる、その基をつくっていくのがこの基本計画ということを理解いただきまして、修正案には反対していただくことをお願いして、修正案の反対討論とさせていただきます。

（「議長」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後 7 時 0 1 分 休憩）

（午後 7 時 0 2 分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第 4 号から議第 1 2 号まで並びに議第 1 9 号から議第 3 8 号までの各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

それでは、議第 4 号から議第 6 号まで並びに議第 2 1 号及び議第 2 6 号について、第 1 3 番、野並享子議員。

○ 1 3 番（野並享子議員） 野並享子です。

議第 4 号「令和 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」に反対討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度として全ての国民が保険に入ることでき、当初は社会保険並みに、事業主に代わり国が半分負担していました。しかし、自営業者、農林業者、年金生活者など市長も構造上の脆弱性があると 1 2 月議会で認めておられます。構造上脆弱がある中で、令和 9 年県統一という日程で進められています。県で統一しても脆弱性を解消することはできません。

国保税は、令和 6 年度に大幅な引き上げがされ、令和 7 年度、8 年度は据え置かれ、令和 9 年度で県統一ということでさらに引き上げが予想されています。県統一のメリットは何があるのでしょうか。

社会保険は所得割ですが、国保税は所得割ではありません。均等割、平等割といういわゆる応益割として、所得に応じてでなく、所得が低い方からも徴収します。軽減はされますが、それでも所得に占める割合が低所得者ほど高くなります。

さらに、令和8年度では、子ども・子育て支援金ということで、19歳以上の全ての被保険者から徴収することになっています。この子ども・子育て支援金は、令和8年度で健保組合は月額1人550円、国保は300円、後期高齢者は200円で、2年後ぐらいには倍ぐらいに想定されており、どんどん引き上げが予想される恒久的な支援金です。児童手当を18歳まで引き上げるとか、こども誰でも通園制度などに使う財源ということですが、全ての国保加入者に負担させ、本来の保険制度と全く違うことに使われる異質な制度です。要は、全ての国民から徴収する。所得税からだとは非課税世帯からは徴収できない。全ての国民が何らかの健康保険に入っている。だから保険制度に上乘せしたのです。全く筋違いの制度であり、この制度そのものを廃止すべきと考えます。

来年度、県から提示されている金額が2,661万6,000円です。今後どんどん増えていきます。また、高額療養費の限度額が引き上げられます。がん治療をされている方が「限度額の引き上げは治療を断念しなければならなくなる」と訴えられ、昨年、国会で実施が見送られたにもかかわらず、来年度、引き上げがされます。

社会保障政策が間違っています。税金の集め方、使い方の問題です。令和8年度の国家予算では9兆円の軍事費を計上し、アメリカから戦闘機やイージス艦の購入や、ミサイルの配備など、日本を守る域を超え、アメリカと共に戦争できる軍事費の増強はやめるべきです。また、行き過ぎた大企業の減税や大富豪への減税もやめ、応分の税負担にし、富める者から税金を徴収し、不公平税制を改めるべきです。所得に応じた保険制度にすることを求め、反対討論といたします。

議第5号「令和8年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について反対討論を行います。

平成18年、後期高齢者保険制度の法案が可決され、平成20年4月から実施されました。75歳からの医療保険で、これまで社会保険の扶養家族で保険料を納めなくてもいい方からも保険料を徴収することになりました。その後、窓口1割負担から、2割負担の導入や3割負担の導入と、どんどん改悪が行われ、保険料もどんどん引き上げられています。また、令和8年度からさらに保険料が引き上げられます。国保税よりも高くなりました。年金が年18万円（月1万5,000円）以下の方は、年金天引きはできません。普通徴収ということで、納付書が送られます。もともとこのような方は、子どもの扶養家族に入っていました。それが保険料を納めなければならない後期高齢者保険になってしまったのです。

年収180万円以下なら扶養家族になれますが、75歳以上は全て扶養家族になれません。ここで悲劇が生まれます。これまで年金が年18万円以下であり、扶養家族として保険税を納めなくてもいい方に、普通徴収ということで市役所から納付書が送られてきます。均等割4万8,000円です。7割軽減でも1万4,400円です。月1万5,000円の年金は小遣いでなくなります。同居の家族が均等割の保険料を払ってくれないと滞納になってしまいます。高齢者の方から「息子が払ってくれない」と言われました。この滞納の回収に市の職員が行っておられます。このような僅かな年金しか受け取っていない方からも、保険料を徴収するのは間違っているのではないかと思います。

さらに、子ども・子育て支援金の徴収です。一律に徴収されます。年金から自動的に引き落とされます。普通徴収の方はさらに負担が増え、滞納者が増えるのではないのでしょうか。長生きすることが罪悪となります。年齢で区切るような保険制度は世界中で日本だけです。後期高齢者医療保険制度を廃止することを求め、反対討論といたします。

議第6号「令和8年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について反対討論を行います。

介護保険制度は2000年4月から実施されました。この間何度も改定が行われ、要支援1・2、要介護1・2は特別養護老人ホームには入れません。認知症の方は別として、要介護3からとなっています。また、2024年に報酬単価が引き下げられ、デイサービスセンターの経営が大変になり、撤退しているところもあります。「保険あって介護なし」と言われていますが、訪問介護基本報酬の引き下げは大きく影響しています。介護事業所がない自治体が昨年の調査で115自治体にもなりました。滋賀県内でも存在しており、野洲市内の事業所も大変ではないでしょうか。

老後、誰もが安心して暮らせるためには介護体制は重要です。国民年金の方は、老健施設は高くて入れません。また、特老も新規施設は多床室でなく、個室のため入所費用は高くなりました。自宅で暮らせなくなれば、安心して入所できる体制が必要です。国としての施策を求めます。

野洲市の介護保険特別会計では、毎年5,000万円基金が増え、令和7年度末で6億円になりました。この6億円はみんなが納めた保険料です。委員会で「第8期の改定で保険料を上げ過ぎたのでは」と質問したところ、「皆さんがあまり利用されなかったということ。それぞれの努力の成果」と言われました。みんなの努力でつくり出したのであれば、「よく頑張りましたね」と皆さんに返金すればいかがでしょうか。「9期の途中でそのようなことはできない。次期10期の計画のとき、保険料を下げることで対応したい」と答弁

がありました。

今、物価高騰で大変な生活になっています。物価対策の給付金7,000円の支給でさえ、今か今かと待っておられます。多くの年金生活者に対して、来年の改定時に引き下げるというのではなく、今年の夏までに作業をすべきではないでしょうか。

データは野洲市が持っておられます。来年度の保険料徴収が11億円です。3割で3億3,000万円です。3割の返金であれば、納めた保険料により、返金額は変わりますが、第1段階の方なら7,300円、第5段階の方なら2万3,000円、最高の13段階の方なら5万5,900円です。この3億3,000万円の返金は、確実地域経済に波及します。6億円も基金をため込んでおくのではなく、本人よし、地域よし、野洲市の株が上がる、誰からも喜ばれることをしようではありませんか。

以上、基金の活用の提案をして、野洲市介護保険事業特別会計予算に反対をします。

議第21号「野洲市立保育所条例を廃止する条例」に対する反対討論を行います。

本条例は、野洲第三保育園が廃止されることにより、野洲市立保育園がなくなることによる廃止条例です。実質的には市立保育園がゼロになるということに合わせたことなのでしょうが、この方向は保育行政を後退させることになります。

国の方向は、幼保一元化と、官から民への方針のもと、民間の保育所建設には補助金を出すが、公立保育園の建設には補助金を出さないということで、公立保育園の建設を抑止してきました。その第1号が北野保育園でした。北野学区にも保育園の建設が必要であることを議会でも求め、行政も必要と認め建設することになったのですが、このとき、公立では補助金が出ないということに直面をし、社会福祉法人の慈恵会が保育園を建設することになりました。

その次に国が進めたのが、認定こども園ということで、保育園と幼稚園の合体でした。この第1号が篠原こども園でした。篠原幼稚園の子どもの減少があり、篠原保育園と合体し、こども園にしました。その当時、幼稚園では給食の準備など、保護者が参加し、親の目が行き届く教育が行われており、保育園に合流することに反対がありました。保育園の子どもたちと交流などをする中、大きな集団での子どもの成長を見る中で、こども園になることに理解が広がりました。

しかし、保育士は大変でした。幼稚園の子どもたちの帰る時間が1時半とか2時であり、保育園児がお昼寝のときに帰っていく。保護者が迎えに来て園庭で遊んでなかなか帰らない。園長先生は「保護者の方に早く園庭から出てもらうということが大きな仕事になっ

た」と言われていました。

この状況は現在でも同じではないでしょうか。幼稚園では、親が迎えに来て、園庭でひとしきり遊んでから帰っていかれます。保育園と幼稚園では親の状況も子どもの状況も違います。それを一緒にするのですから無理があります。子どもの立場に立ったやり方でなく、2時以降の幼稚園の先生を5時まで保育園の保育士として活用するという観点であります。

さらに、野洲市では、今後、野洲幼稚園の移転に伴い、民間でこども園にする方向だと聞きました。これは補助金の関係だと思います。現在、公立の保育園は、さくらばさまこども園、野洲第二保育園の移転に伴い、公立で建設されました。ゆきはたこども園も、第一保育園の建て替えで、公立で建設されました。

今回、幼稚園のこども園化は民間ということで、自治体の責任をどんどんなくしていく方向です。本条例の市立保育所廃止は、この大きな国の流れに乗り、子どもや親を置き去りにしたものであり、反対を表明します。

議第25号も同様の観点から反対を表明しておきます。

議第26号「野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

本条例の改正は、海洋センターで長年市民から大いに利用され、喜ばれていたプールを廃止することです。2024年に老朽化を理由に、修繕する方向でなく、使用休止を決めました。しかし、令和元年には7,477人の方が利用されており、早期の修繕が求められていました。このプールがなくなれば、大篠原の温水プールまで行かなくてはならず、中主の子どもたちにとって、子どもだけで行ける場所ではありません。比較的安価で、喜ばれていたプールの廃止は、到底認めるわけにはいきません。よって、野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長（津村俊二） 次に、議第30号及び議第36号について、第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。

議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましての反対討論を行います。

代表質問で野並議員が述べた内容と重なる部分とはなりますが、令和9年4月からの水道料金が49%値上げとの条例は、今日までの異常な物価高騰に加え、先月末には米国ト

ランプ政権とイスラエルがイランへの先制攻撃を行ったことにより、中東地域から重油輸入が止まる状況が世界のエネルギー問題に深刻な事態を招き、国内ではガソリン高騰の大幅値上げが起き、石油関連製品の価格上昇も国民生活にとっては大きな影響が出てきます。

条例の第7条に関する改正の文言については賛成するものですが、物価高騰下でさらなる物価上昇では、家計のやりくりは耐え切れないまでに来ているのではないのでしょうか。水道料金値上げの根拠に老朽管布設替え、耐震化への切替えが挙げられていることには一定の理解ができるとしても、全てを受益者負担に転化する49%値上げ案は到底受け入れには賛成できません。

水道事業会計といえど、市民の負担軽減に市政として一般会計からの投入も含めあらゆる対策を講じるべきですし、一方では、国に対しても国民生活に欠かせないインフラ整備であり、予算措置が必要との要請を行い、今回の条例は取り下げるべきとして反対討論とさせていただきます。

続きまして、議第36号「第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について」、反対の討論をさせていただきます。

この後期計画につきましては、JR野洲駅周辺地域を中心拠点として、北部合同庁舎周辺地域と総合体育館周辺地域を地域拠点と位置づけています。野洲駅周辺地域は、南口周辺整備事業をはじめ、にぎわい創出と魅力発信の拠点。北部合同庁舎周辺地域は、居住機能を基本にして、地域住民の生活を支援する機能。総合体育館周辺地域は、野洲市のほぼ中央であり、医療や健康などの機能集約や交流施設の整備により、安らぎを生む拠点と位置づけています。

議案質疑などでも問題点を指摘しましたが、これまでの2拠点を3拠点とした令和6年3月の総合計画基本構想の見直しの審議会は、わずか2回の審議で、しかも、審議会委員の構成は7名で、市民は僅か3名でした。基本構想の事実上の抜本改定に値するものを僅か7名で決定したものです。それだけに、令和6年3月の見直し検証した上で、後期計画の見直しをしなければならないにもかかわらず、そのまま基本継承しています。

地域拠点となる北部合同庁舎周辺については、「地域住民の生活を支援する」としながらも、市民サービスセンターの廃止、また、今議会では旧中主地域で利用されていた中主B&Gプールの廃止・解体をします。これでは総合計画との整合性がないと言わざるを得ません。

また、総合体育館周辺の地域拠点についても、「医療や健康などの機能集約や交流施設の

整備」とうたいながらも、具体的計画が見えないのが現状です。すなわち、総じて今後5年間の後期計画と、これまでの推進及び方向性の整合性が取れていないものになっていると指摘せざるを得ません。

一方、本市の総合計画は、以前の「コンパクトシティ」から「多極ネット型コンパクトシティ」とされました。いずれにしても、まちづくりに大事なことは、暮らし・産業・環境・文化において、中心部も周辺部も均衡あるまちづくりが求められています。例えば、会議でも議論が集中しましたが、どこにどんな公共施設や民間施設があろうが、市民がひとしく移動できる公共交通網の整備が大きな課題です。もちろん市当局でも鋭意努力はされていますが、移動手段の権利を保障する計画とはなっていません。その意味では、まちづくりに必要なことは単なる拠点方式でなく、均衡ありまちづくりです。

以上を指摘しまして、第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定についての反対討論いたします。

以上です。

（「すみません、先ほどのタブレットの変更、誤解がありますので、一言お伝え願いたいと思います」の声あり）

○議長（津村俊二） 先ほど工藤議員が討論された際のタブレットの記載の訂正をさせていただきます。令和8年度野洲市一般会計予算に対する原案に対する賛成討論ということで訂正させていただきますので、タブレットの訂正をお願いいたします。後ほど訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第3号から議第12号まで及び議第19号から議第38号まで並びに議第3号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号「令和8年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号「令和8年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号「令和8年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号「令和8年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号「令和8年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号「令和8年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号「令和8年度野洲市水道事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号「令和8年度野洲市下水道事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号「令和8年度野洲市病院事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号「野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」について採決
いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第19号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号「野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号「野洲市立保育所条例を廃止する条例」について採決いたします。

本条例の採決であります。地方自治法第244条の2第2項及び野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例第2条第2項並びに同条例第3条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

なお、本採決に当たっては、本職も出席議員でありますことから、議長席にて表決いたします。

ただいまの出席議員は18人であり、その3分の2以上は12人であります。

それでは、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(3分の2以上起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立3分の2以上であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 2 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 2 3 号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 2 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 2 4 号「野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 2 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 2 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 2 5 号「野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 2 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 2 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 2 6 号「野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 2 6 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号「野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号「野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号「財産の減額貸付について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号「市道路線の認定について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号「第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号「第5次野洲市人権施策基本計画の策定について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号「第4期野洲市教育振興基本計画の策定について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第41号から議第44号まで及び発議第1号並びに意見書第1号から意見書第3号ま

でを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、議第41号から議第44号まで及び発議第1号並びに意見書第1号から意見書第3号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第2)

○議長(津村俊二) 追加日程第2、議第41号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第11号)」他3件を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(櫻本直樹) それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、令和7年度の補正予算2件、市道路線の認定1件、人事案件1件の合計4件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第41号及び議第42号の令和7年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議第41号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第11号)」は、歳入歳出予算それぞれに67万9,000円を増額するものです。

歳出の内容は、民生費の子ども・子育て支援事業費補助金の国庫返還金67万9,000円を計上します。

歳入につきましては、繰越金を同額計上します。

債務負担行為では、所有権確認請求控訴事件に係る訴訟事務委託料として、それに伴う弁護士報酬に実費を加えた額の範囲内を限度額として設定したものです。

次に、議第42号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第12号)」については、繰越明許費を定めようとするものです。

内容としましては、今年度の補正予算で議決をいただいた総務費の重点支援地方交付金給付事業など年度内に完了が見込めない15事業について、総額で6億2,031万3,000円を翌年度に繰り越すものです。

議第43号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本議案は、本市で道路を整備するに当たり、新たに市道認定を行うものです。このことから、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第44号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」ご説明申し

上げます。

現在空席となっております野洲市副市長につきましては、令和8年4月1日から置くため、地方自治法第162条の規定に基づき、林毅氏を適任者として選任することにつき、議会の同意を求めるものであります。

林氏におかれましては、平成元年4月に滋賀県に奉職されて以来、秘書課長、市町振興課長、総務部管理監、琵琶湖環境部次長、商工観光労働部長などを歴任され、令和7年3月に退職されるまでの36年にわたり、県の地方自治発展のためにご尽力されました。また、令和7年4月からは公益財団法人滋賀県産業支援プラザ副理事長を務められ、ご活躍されておられます。

本市は、今まさに、野洲駅南口整備をはじめとする大型事業への着手をはじめ、地域の活性化に大きな影響をもたらすであろう滋賀県立高等専門学校の開校を間近に控えるなど、野洲市の飛躍に向けた大変重要な時期に差しかかっています。そのような中、林氏は、36年間の県職員勤務歴を基にした県庁とのパイプを生かし、滋賀県立高等専門学校の開校に伴う市内企業との連携強化や企業誘致による産業振興、野洲駅南口周辺整備やさざなみホールの利活用によるにぎわいの創出や地域振興、環境美化や琵琶湖をはじめとする自然環境の活用や保全、さらには行財政運営の一層の健全化など、幅広い行政分野における指導力、実行力、調整力が大いに期待できます。

このように、林氏は見識・人格ともに本市の副市長として適任であると考えており、今後の市政運営を着実に進めてまいりたく、副市長の選任について議会のご同意をお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日になります。
○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております議第41号から議第44号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号から議第44号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、議第41号から議第44号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第41号から議第44号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(津村俊二) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第41号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第11号)」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第12号)」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号「市道路線の認定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議第44号「野洲市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、林毅さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第44号は同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後7時51分 休憩)

(午後8時00分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第3)

○議長(津村俊二) 追加日程第3、発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

発議第1号の発議書(案)は、タブレットに掲載のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第5番、益川教智議員。

○5番(益川教智議員) 第5番、清明会、益川教智です。

それでは、発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

令和7年第6回定例会におきまして、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、新病院の名称を市立野洲地域医療センターとすることが決定いたしました。これに伴い、野洲市議会委員会条例についても所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日といたします。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長(津村俊二) これより、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(津村俊二) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(津村俊二) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第4)

○議長(津村俊二) 追加日程第4、意見書第1号から意見書第3号まで「甲賀市南土山地先『安定型産業廃棄物最終処分場』建設計画について厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書(案)」他2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号について、第12番、工藤義明議員。

○12番(工藤義明議員) 第12番、工藤義明です。

意見書第1号として、「甲賀市南土山地先『安定型産業廃棄物最終処分場』建設計画について厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書(案)」の提案をさせていただきます。

甲賀・土山のところに現在計画されておりますのが広大な埋立用地です。この処分場には、安定型という名前のもとで、廃棄されるものが廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、そして瓦礫類に加え、石綿含有産業廃棄物も受け入れるとされています。

ここの計画の埋立場の底部分には遮水シートというものが設置されません。また、トラック、県外から20トン車で納入されます。1日約10台が納入されるということになっております。この廃棄物がトラックから下ろされたときに、内容物のチェックというものがマニフェストで審査されていくということになっております。あとは、この廃棄物の中に異常なものが入っていたと仮定した場合に、目視で1人の人が行うというような計画です。ですから、この廃棄物の中に害を發するようなものが入っていても、そのまま投棄されるということになります。これが浸透水として、私どもの身近にある野洲川のほうにも流れてくる可能性もあるということから、今回、県のほうに対して、許可をする場合は慎重な討議を行い、チェックをして、申請を許可するというような道筋を立てて進めてほしいということで、今回、意見書を提出いたしました。

この2月議会におきましても、隣の守山、そして草津、それから湖南市、既にもう可決しているのが甲賀と栗東市議会、全会一致です。こういった形で私たちの身近にある行政区もこの議会で可決をされていく予定であります。どうか議員の皆さんもこの意見書につ

いて賛成をお願いしたいということで、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第2号及び意見書第3号について、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 意見書第2号「中東地域における軍事攻撃の即時中止を求める意見書（案）」について提案説明をいたします。

2月28日、トランプ政権はイスラエルと共にイランに対する大規模な軍事攻撃を強行し、新たな戦争を始めました。最高指導者ハメネイ師が殺害され、子どもを含む多数の民間人が死傷しています。武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる侵略です。

また、今、ホルムズ海峡が封鎖され、日本の船も立ち往生しています。日本経済にも大きく影響する事態の中、今回の攻撃は即時中止すべきです。また、野洲においても、農業をはじめ、市民生活や地方自治体の財政にも大きく影響いたしております。

本議会として、日本国においては、アメリカ、イスラエル、イランの当事国に対し、直ちに攻撃を中止することを求めるとともに、国連憲章と国際法に基づく平和解決へ国際社会と連携し、働きかけることを強く求めるということで、意見書を提案したいと思います。ご賛同、よろしくお願いいたします。

意見書第3号「上水道・下水道の布設替えはインフラ整備であり、国の責任として強化されることを求める意見書（案）」について提案理由を述べます。

全国で上水道・下水道の排水管の老朽化が進んでいます。膨大な工事費がかかるため、なかなか布設替えが進みません。さらに企業会計ということで、一般会計からの繰入れもなかなかできない状況にあります。

上水道・下水道もインフラ整備です。上水道・下水道の老朽管の布設替えや耐震化は、国として責任もあり、抜本的に財政支援をしていただくことと、補助要綱の緩和もしていただき、地方自治体に過大な負担とならないことを強く求めたいと思います。

以上、意見書第3号の提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第3号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第1号から意見書第3号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、意見書第1号について、第1番、田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 意見書第1号「甲賀市南土山地先『安定型産業廃棄物最終処分場』建設計画について厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書」に対して、反対の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げます。私は決して環境問題を軽視する立場ではありません。野洲市においても製薬会社の工場撤退に伴う土壌汚染の問題が発生し、県の指導のもと、令和3年から令和11年までの8年間にわたり、現在も対応が続いている状況であります。このように、環境問題は一度発生すれば長期にわたり地域に影響を及ぼす極めて重大な課題であることを私自身強く認識しております。だからこそ、本件についても、感情ではなく、事実と制度に基づいた冷静な判断が必要であると考えます。

その上で、本件の事業者について申し上げます。

令和7年12月10日の野洲市議会において、この件についてのやり取りの中で、「この事業者は今まで一切、産業廃棄物の処理をしたことがない」という趣旨のやり取りがあったと会議録にありました。しかしながら、この点については、必ずしも正確な認識とは言えないと考えます。本事業者自体は確かに今までその経験はないんですけれども、実は、ここはグループ企業であり、そのグループ企業の1つは、現在、大津市の和邇にて最終処分場を現時点で40年にわたり運営してきたという実績を有しております。もちろん、ノウハウ、人材は一部共有しておりますので、したがって、廃棄物処理に関する経験がないという評価ではなく、長年の運営実績と知見を有している事業者であるという事実を適切に評価すべきであります。

次に、石綿、いわゆるアスベストに関する指摘について申し上げます。

答弁や今回の意見書においてもアスベストを受け入れることが強調されておりますが、石綿に関しては、国の分類において、レベル1、レベル2、レベル3の3段階が存在します。このうち、今回対象となるのはレベル3の非飛散性の石綿であり、空気中に飛散せず、水とも反応しない性質を持っているものです。また、石綿の健康影響に関しては、アスベスト研究の第一人者である森永謙二氏らの研究においても、飛散した繊維を吸入することによってリスクが生じると整理されています。したがって、今回のようにレベル3の非飛散性のものは、固形状態では飛散せず、適切に管理される限り、そのリスクは大きく抑えられる性質のものであると考えられます。制度上もこれは安定型処分場で取り扱う区分に該当しており、性質の異なる石綿を一くくりにして議論することは適切ではありません。

一方で、本意見書では、流域自治体に対する積極的かつ丁寧な情報公開が求められています。この点について申し上げます。

本事業者は、法律で義務づけられている立地自治体での説明にとどまらず、下流域を対象とした説明会を自らの判断で令和8年1月30日に水口において実施しております。さらに、その案内については昨年12月の段階で各自治体に対して行われており、守山市は広報に掲載、そして本市においては環境課を通じてパンフ等の案内がされていたことを実際に確認しております。つまり、現時点において、下流域に対する説明がほとんどされていないという状況ではなく、むしろ事業者側から主体的に説明機会を設けている状況であります。

また、本意見書は、過去の事件から厳格な審査や情報公開の徹底を求めています。この方向性自体を否定するものではありません。しかし、重要なのは、過去と現在をどのように整理するかであります。

この意見書で触れられている栗東市のRD最終処分場問題は、滋賀県における廃棄物行政のあり方を大きく問い直した事案であり、私たちも決して忘れてはならない教訓であります。しかしながら、この問題は、不正な産業廃棄物の受取りなど制度上の不備や運用上の課題が背景にあったものであり、現在はそれらの反省を踏まえ、法制度が改正されて、マニフェストによる多重チェックなど、不法投棄を防止する仕組みが制度として整備されています。

(資料①を提示)

○1番(田中 遼議員) これが実物になっております。ここにも明確に石綿に関しては

3分類がされております。これは、法律ではっきりとこの辺は区分してあるので、やはり同一に語るのには私はよくないというふうに思っております。

そして、これは7枚つづりになっておりまして、かなりみんなで情報を共有し、かつ、手に渡るたびに記録というのがされていきますので、以前はまさにチェックというのは不十分であったがゆえに悲しい出来事というのも起こり得たと記憶していますが、そうならないためにこの仕組みが現在は徹底されているというのをお伝えしたいなというふうに思っております。ですので、RD問題の教訓を踏まえることと、現在の制度を適切に評価することは分けて考えるべきであると考えます。

野洲市は下流域という立場にあり、不安の声があることは理解できます。しかし、重要なのは、その不安に対して正確な情報と説明によって理解を深めていくことにあり、そのための対話の積み重ねこそが必要であります。

以上を踏まえますと、事業者の実態、長年の運営実績、石綿の正確な理解と区分、現行制度の整備状況の改善、既に行われている説明対応といった観点十分に意見書に織り込まれているとは言い難く、結果として、一方向の懸念に偏った内容となっていると考えます。

議会に求められるのは、不安に寄り添うということと同時に、事実と制度と理解に基づいた冷静な判断であります。多角的な視点からの議論を重視すべきとの立場から、本意見書には反対といたします。

○議長（津村俊二） 次に、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 野並享子です。

この「甲賀市南土山地先『安定型産業廃棄物最終処分場』建設計画について厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書」についての賛成討論を行います。

意見書は、安定型産業廃棄物処分場とありますが、その計画書によりますと、瓦礫類に加えて、石綿含有産業廃棄物も受け入れるとあります。持ち込まれる種々の廃棄物は目視で監視するとあるので、持ち込まれる内容物の詳細は到底確認できるものではありません。

私、近江バラスの、こういった、こんな形でやりますという資料を持っているんです。これは、県の、この間、共産党で交渉をしたときに、近江バラスのこういう内容を印刷したのを頂きました。その部分では、地下水の検査もいろいろと年数回行うとか、その中には、今問題になっているPFAS、ああいうようなのも検査をすとかいうことは、そういう可能性があるから検査をするんやというふうには思うんですけど、そういうようなも

のも検査をするとか、また、1日2トン車や4トン車も含めて20台からの車が来る。ということは、24分に1台の割合でこの車が入ってくるという、そういう状況でもあります。

そういう中の受入れの処分場の詳細を見ると、受入れの底の部分に有害物質の浸透を防ぐシートが計画もされていません。これは安定型産業廃棄物だということで必要ないものとしております。しかし、県外各地から持ち込まれるこの廃棄物、1日に20台以上の部分ですが、県内は全体の10%です。東海・北陸が43%、関東が21%、滋賀県以外の近畿で26%、22年間で215万立米という、本当に国内最大の産業廃棄物処分場ということになっております。

こういうふうなものを持ち込まれる中において、担当者が目視というのは、身内で目視しているのですからね。外部とか公のところの人たちが目視しているわけではありません。自分とこの企業の中での目視ですから、どこまで目視が本当に確実なのでしょう。しかも、見ただけでは分からないような、そういうようなものが混入されるという、そういう可能性もあります。

ひとたびこういったものを造っていくと、本当にどんどんと地下に浸透していくということで、やはり、野洲川にとっては、全て下流に来て、野洲の市民の飲料水、農業用水、そういうことも全部関係してきます。三上やら比江である地下水もくみ上げています。そういう意味におきましては、これは本当に20年後、50年後に禍根を残さないという重要な問題として反対をしていかななくてはならないと思います。

以上、賛成討論といたします。

(発言する者あり)

○13番(野並享子議員) 私、反対と言いましたか。反対と言いましたか。賛成討論と言わなかったですか。

(「最後、賛成討論とおっしゃいました」の声あり)

○13番(野並享子議員) 賛成討論と言うたね。

(「企業に対して反対と」の声あり)

○13番(野並享子議員) そうやね。この処分場に反対をして、賛成討論としますと。

(発言する者あり)

○13番(野並享子議員) そういう意味でね。すみません。すみません。

(「ちょっと議事進行してもらわないと」の声あり)

○議長（津村俊二） はい。

○13番（野並享子議員） すみません、ちょっと訂正します。

○議長（津村俊二） 訂正。野並議員、訂正。

○13番（野並享子議員） 訂正します。

処分場そのものを反対せえという意見書ではなくて、厳重な審査と情報公開の徹底を求める意見書ということですので、訂正をいたします。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第2号について、第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 第15番、未来共創、東郷克己でございます。

意見書第2号「中東地域における軍事攻撃の即時中止を求める意見書（案）」に対して、反対の立場で討論をいたします。

まず、討論を始める前に、タブレットに掲載されておりますのは表題のみ変えていただいておりますが、昨日の正午に提出したものでありまして、その後、中身が変わっておりますので、今から申し上げる反対討論は若干内容が違っているということをご理解いただきたいと思っております。

討論いたします。

まず、内容以前の問題として、本案のような内容は、意見書ではなく、決議として提案すべきであります。本案の末尾にも記されているとおり、意見書は地方自治法99条の規定により提出するものであります。同条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定しております。本来、意見書は、国政あるいは県政の課題のうち、地域の課題に根差したものについて議会として意見をまとめ、提出するものであります。本案は一部修正され、「野洲市においても、農業をはじめ、市民生活や地方自治体の財政にも大きく影響します」と追記されましたが、燃料費は備蓄放出によって短期のうちに抑えられております。農業、市民生活、市財政に何がどう影響しているのか全く明らかにされておられません。

また、仮に影響があるとしても、本案の結論として国に求めていること、すなわちアメリカ、イスラエル、イランの当事国に対し、直ちに攻撃を中止することを求めるとともに、国連憲章と国際法に基づく平和解決へ、国際社会と連携し、働きかけるということが農業、市民生活、市財政への影響の解決につながるとは考えられず、議会として、野洲市の公益に関する事件、地域に根差した課題の解決に向けた意見として提出するという性質の意見書として適切ではありません。実際、令和4年に採択したロシアによるウクライナ侵略を

非難する文書も、意見書ではなく、決議であります。

次に、本案の内容について反対の意見を述べます。

民間人を含む多くの人々が死傷する事態は、どこの国であろうと胸痛いことであります。さらに、大半の原油を中東に依存するという切実性もあり、事態の早期沈静化を切望する気持ちは全く同じであります。

しかし、本案はアメリカとイスラエルを一方向的に非難しておりますが、その前提として存在しているイランによる核兵器開発という極めて重大な国際法違反には一言も触れておりません。核兵器の持つ危険性・重大性、とりわけ、長年「世界の火薬庫」と言われてきた地域での核開発が及ぼす事態の深刻さは想像することすら困難であります。

従来から我が国は、自由、民主、法の支配といった基本的価値や原則を共有する関係諸国と連携し、イランの核問題解決に向けた外交努力を行ってきており、アメリカ・イラン間の協議はイランの核問題解決に極めて重要であります。

また、政府は、同盟国であるアメリカとの間で緊密に意思疎通する一方で、イラン政府とも必要なやりとりを継続している他、「事態の早期沈静化に向け、国際社会と連携し、必要なあらゆる外交努力を行う」と木原官房長官が表明しております。また、邦人の安全確保については、イラン、イスラエル両国のみならず、周辺地域全体の邦人保護に努めているところでもあります。

先般の石油備蓄の緊急放出を含め、政府は全方位で有効な取り組みを進めているところであります。

以上、多角的、また多面的に判断し、本案はその内容からも賛同できず、反対といたします。

○議長（津村俊二） 次に、第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。

意見書の2番の「中東地域における軍事攻撃の即時中止を求める意見書(案)」について、賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。

2月28日にトランプのアメリカ政権はイスラエルと共にイランに対する大規模な先制攻撃を強行し、新たな戦争を始めました。最高指導者であるハメネイ師が殺害され、子どもを含む多数の民間人が死傷しています。武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる侵略です。アメリカとイスラエルの行動は、いかなる理由があっても全く正当化できない二重三重の暴挙です。

また、ホルムズ海峡が封鎖され、日本の船も立ち往生しています。日本経済にも大きく影響する事態の中、今回の攻撃は即時中止すべきです。日本政府は、法の支配を重視すると言うならば、攻撃の中止と交渉解決を毅然と求めるべきです。

アメリカ国内でも、世界各国でも、「攻撃やめろ」、「国際法に基づく外交を」と理性の声が大きく広がっています。また、日本国内におきましても全国各地で抗議行動が起こっており、5,000人、8,000人、1万人と国会前での抗議行動が行われています。

本議会は、当事国に対し、直ちに攻撃を中止することを求めるとともに、国連憲章と国際法に基づく平和解決へ、国際社会と連携し、働きかけることを強く求める本意見書に対しての賛成討論とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第3号について、第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 第15番、未来共創、東郷克己でございます。

意見書第3号「上水道・下水道の布設替えはインフラ整備であり、国の責任として強化されることを求める意見書」に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

上下水道の老朽化は、本市のみならず全国的な課題であります。上下水道をインフラとして、老朽管の布設替え等に国による財政支援を行い、地方の負担を軽減して対策を早期に進めていくことは重要かつ合理的と言えます。

一方で、国においても令和7年6月6日に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画において、上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化等のライフラインの強靱化が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられております。令和8年度予算案においては、大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等の推進に加え、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備などについて個別補助事業創設や交付金事業の拡充が行われていることも事実であります。

こうした国の支援を得つつ、円滑に本市の事業が進むことを願い、賛成討論といたします。

○議長（津村俊二） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号「甲賀市南土山地先『安定型産業廃棄物最終処分場』建設計画について厳格な審査と情報公開の徹底を求める意見書(案)」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号「中東地域における軍事攻撃の即時中止を求める意見書(案)」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号「上水道・下水道の布設替えはインフラ整備であり、国の責任として強化されることを求める意見書(案)」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を8時50分といたします。

(午後8時38分 休憩)

(午後8時50分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和8年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会は、去る2月26日から本日に至りますまで28日間開催いただきました。令和8年度新年度予算をはじめ、多くの案件につきまして、慎重なるご審議の上、全ての議案をお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会での代表質問、一般質問、議案質疑等を通じまして、様々な分野における施策に対しての貴重なご意見やご提案をいただきました。今後の市政運営に生かすように努めてまいります。

また、お認めいただきました新年度予算案に基づきまして、市民の皆様が幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げるまちの実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えています。

特に、皆様の関心が高い野洲駅南口周辺整備事業につきましては、整備構想に基づきまして、各ブロックごとに基本計画を策定するとともに、にぎわいを生む仕掛けを検討するため、駅前市有地にて社会実験を行い、整備や利用方法の検討に生かしてまいりたいと思います。

また、さざなみホール活用事業においては、雨漏れ対策などの外装改修の調査を行うとともに、令和7年度に得られた市民意見等を踏まえ、活用事業化に向けた可能性調査を行い、方向性を定めたいと考えています。

そして、今年度は市民の皆様が待ちに待った市立野洲地域医療センターが開院します。令和8年度は開院いたします。現在工事は順調に進んでおり、市民の健康と地域医療を支える病院となるよう、これからも職員一丸となりまして準備を進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

また、教育分野においては、令和7年度から配置しております外国語指導助手（ALT）を2名に増員するとともに、学校司書につきましても2名に増員し、学校図書館を活用した教育活動を充実してまいります。さらに、今般の夏の猛暑による影響から生徒を守る一環として、小学校のプール授業を屋内プールで行うこととし、体育館へのエアコン設置につきましても実施し、安全に事業を継続実施できる体制を整えてまいります。このことは、令和8年度は、施政方針でも述べさせていただきましたように、飛躍を目指し、野洲のま

ちづくりを大きく前に進めていくに大変重要な事業でもあります。さらに、これまでもお示しさせていただいておりましたまちづくりの3本の柱を基本としつつ、施策を進めてまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、長らく空席となっておりました副市長の人事におきましても、議員の皆様に適任者としての同意をいただきました。林氏については、幅広い行政分野における指導力、実行力、調整力を生かしていただき、共に先頭に立ち、市政運営を着実に進めてまいります。この後、本人からもこの場をお借りいたしましてご挨拶させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、議員の皆様には年度末何かとご多忙のことと存じますが、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心から祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 以上で、令和8年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後8時54分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年3月25日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 石川恵美

署名議員 工藤義明